

衆議院

## 農林水産委員会議録 第二十二号

(三五〇)

平成三十年六月十九日(火曜日)

午後二時五十一分開議

出席委員

委員長 伊東 良孝君

理事 坂本 哲志君

理事 福山 守君

理事 緑川 貴士君

理事 池田 道孝君

理事 泉田 裕彦君

理事 上杉謙太郎君

理事 金子 俊平君

理事 岸 信夫君

理事 小寺 裕雄君

理事 西田 昭二君

理事 野中 厚君

理事 藤井比早之君

理事 船橋 利実君

理事 細田 健一君

理事 宮路 拓馬君

理事 石川 香織君

理事 神谷 裕君

理事 金子 康君

理事 田村 貴昭君

理事 寺田 学君

農林水産大臣 農林水産副大臣

農林水産大臣政務官 政府参考人

(法務省大臣官房審議官) 財務省大臣官房審議官

田島 淳志君 佐々木聖子君 もともと謙太郎君

政府参考人 文部科学省大臣官房審議官 下間 康行君

政府参考人 農林水産省大臣官房総括審議官 天羽 隆君

農業者戸別所得補償制度の復活に関する請願

六月十四日

船橋 利実君 神田 憲次君

補欠選任

同日

辞任

同日

農業者戸別所得補償制度の復活に関する請願

(緑川貴士君紹介)(第二五六六号)

は本委員会に付託された。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 これより質疑に入ります。

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 これより質疑に入ります。

○伊東委員長 御質問の機会をいただきまして、心

から感謝を申し上げます。

先ほど私が委員会室に入つてまいりましたら、

同僚の金子議員が、あ、委員会室を間違つたと

言つて、出ていかれそうになりましたが、実は、

きょう初めて農水委員会で質問をさせていただき

ます。

私は、自民党の都市農業の振興を図ります都市

農業研究会の会長を長く務めさせていただいてお

ります。きょうは御同僚の山田参議院議員も傍聴

されておりますけれども、都市農業研究会が発足

したのは古くございまして、二〇〇五年、当時の

会長は、亡くなられましたけれども、亀井善之先

生でございます。

当時の農水省、今、斎藤大臣以下がいらっしゃ

いますが、当時は冷たかったんです、本当に、都

市農業といつても余り相手にされませんで、国交

省はと申しますと、市街化区域内の農地は一日も

早く出ていって宅地にしよう、バブルが終わつた

委員の異動  
六月十九日

農林水産委員会専門員 室井 純子君

補欠選任

上杉謙太郎君 百武 公親君 幸典君

神田 喬次君 金子 健一君 細田 健一君

小寺 裕雄君 宮路 拓馬君 伸晃君

三浦 工藤 彰三君 金子 惠美君

同日 辞任 石原 伸晃君 佐々木聖子君 もともと謙太郎君

百武 公親君 幸典君 金子 惠美君

根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船

に関する意見書(北海道標茶町議会)(第二〇二二八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(内閣提出第四三号)(参議院送付)

○伊東委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、参議院送付、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案を議題といたします。  
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林

ときでもありましたけれども、そんな雰囲気でございました。

世論も、どちらかといえば、宅地化されている大きな政令市とか地方の県都なんかに行きました。彼らの食べるものは幾らでも外から買える、こういう立場で、都市農業というものは柿の木農業と言わっていたんですね。柿の木農業というのは、御存じない方も多いらしやるかと思いますけれども、都市の農業者は真面目に取り組んでいるんですけれども、例えば柿をつくっています、柿をつくって柿をとる、それだけで土地の値上がりを待っている、そういうふうにもやめをされていました。

しかし、一〇〇五年当時を見ましても、農地面積、農家数、農業出荷額とも、ざつくり言って三割、全国の三割を占めておりました。なぜかといえば、大消費地が間に控えて、生産コスト、もちろん自分の土地でありますからコストはほかのところと変わらない、輸送コストも安く済む、消費者のニーズに合ったものをつくる。さらに、実はその当時からも防災とか緑とか役割を持つていてすけれども、えとして、やはり出ていくけどいう声が大きかつたように思っております。

そんな中で、この今まで本当にいいんだろうか、多くの仲間とともに、都市農業研究会はそんな危機感から発生いたしました。それから十年、地道な活動を続けまして、農水省の皆さん方もまた国交省の皆さん方も都市農業の実態に目を向けてくださいまして、一日も早く宅地化すべき土地から、しっかりと残すべき都会の貴重な財産と意識転換を図つてくださいました。

世論が大きく変わりましたのは、悲しい思い出でありますけれども、あの東日本の大震災のときではなかつたかと思つております。都市の住民の皆様、これは東京での私の体験でござりますけれども、かなりの方が都市農地のビニールハウスに避難をされました。また、井戸もありまして水も出る、そして、その人たちが食べ物も提供して

くださる。身近に食料提供もしてくれますし、いざというときに本当に貴重なものなんだなというふうに、多くの方々の理解が進んだように思いました。

このような時代の大きな変遷というものを、大きなかぶつきを受けまして、平成二十七年に都市農業基本法が成立いたしました。そのときは本当に感無量でございました。さらに、その後も仲間の皆さんと一緒に、税制で何かお役に立てることがあるんじゃないかということで税制改正に取り組みました。

具体的には、駆逐に説法でございますが、下限面積を、多くの自治体で五百平米以下というものを三百平米以下に縮小したり、いわゆる道連れ解除、こういうものを解消させていただいたり、生産綠地内に農家レストランや農産物の直売所、製造・加工施設の設置を認める。これも厳しくて、アスファルトを敷いた農地じゃないとか、納屋は、おまえ、駐車場だろとか、かなりいろいろなことを言われたんですが、大きく改めていたただきました。

たわけございます。

そして、重要な点は、生産綠地の指定から三十年を経過した土地に関して、特定生産綠地制度を設けることで、更に十年間、生産綠地として耕作を続けることができるようにならうとしております。

これは本当に大きな一步なんですけれども、実は一步でしかないのかもしれません。実際、今まで日本全国で見ますと一年間に東京ドーム五百個分の農地が失われております。そして、全国の共通の農業の悩みでござりますけれども、高齢化、人手不足といった大きな問題も抱えております。

ですから、今回、都市農業の定期賃借を可能とした農地の貸し借りを円滑にする等、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案を提出していただきたいということは大変意義深いものだと思っておりました。

ます。

そこで、齋藤大臣にお聞きしたいんですけども、大臣も松戸という選挙区を抱えられて、都市農業のことは大変造詣が深いわけでございます。

この法律案を提出した趣旨、目的について、お考えをお聞かせください。

○齋藤国務大臣 まず、石原委員がこれまで本当に長い間都市農業の振興に御尽力されてこられましたことについて、心から敬意を表したいと思います。

都市農地は宅地化すべきものということがら振興すべきものという発想の大転換の契機となりました。

した都市農業振興基本法、これは議員立法だったわけですが、石原委員の御指導をいただきながら、それから山田参議院議員の御指導をいただきながら、私が農林部会長のときに議員立法で成立を見たということで、私なりにも思いがあるわけであります。

今回の法改正の趣旨でありますけれども、市街化区域内の農地は、全農地の2%程度であるんですけど、農戸数や販売金額は全国の約一割を占めています。

また、都市農業は、新鮮で安全な農作物の供給はもとより、農作業体験の場や、御指摘のように災害時の避難場所の提供等の多様な役割を果たしているということで、平成二十八年五月に農林水産省が実施した都市住民に対するアンケート調査によりましても、約七五%の人が都市農地を保存すべきだという意見でもございまして、都市農業を営む場である都市農地の保全が重要な課題であると認識をしております。

○石原(伸)委員 今まさに、齋藤大臣が都市農業の意味について、また本法案の意義、趣旨について御説明いただきましたけれども、この中で、ちょっと細かいんですけど、大臣がおっしゃられたように、都市の住民に地元の新鮮な野菜を供給する、耕作物を提供する、そして、防災の話も御言及いただきました。その多様な都市農業の持つ機能を定期賃借を通じて發揮させる法律なんだと、いうような御説明だったと思います。

この法律案の四条に、今大臣がおっしゃられたように、都市農地を借りて耕作していくといふことに、都市農業の有する機能の発揮に特に役立つということがあります。そこから先の詳細については本法律案では省令に委ねているわけでございます。

市農業の有する機能の発揮に特に役立つとい

貸借契約が自動的に更新される、いわゆる法定更新制度が適用され、農地を一旦貸したら戻つてこないとの不安がありますこと、また、相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、農地を貸し付けた場合に納税猶予が打ち切られてしまつことから、農地の貸付けがなかなか進まない状況にございます。

こうした状況を踏まえて、本法律案では、意欲ある都市農業者等が作成する事業計画について、新鮮な農産物の都市住民への供給など、都市農業の有する機能の発揮に特に資することなどの基準に適合していると市町村長が認める場合には、その事業計画に従つて行われる都市農地の貸借について、農地法の法定更新制度の適用を除外するなどの貸借の円滑化を図ることとしております。

また、本法律案に基づき行なわれます貸付けにつきましては、農地法の法定更新が適用されず、また相続税納税猶予が継続されるということになりますことから、農地の所有者は安心して貸付けを行うことが可能となり、都市農地の有効な活用が期待できるようになる、そういうふうに考えております。

新制度が適用され、農地を一旦貸したら戻つてこないとの不安がありますこと、また、相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、農地を貸し付けた場合に納税猶予が打ち切られてしまつことから、農地の貸付けがなかなか進まない状況にございます。

とを求めているんですけども、こういうあれで割とざつくりしておりまして、基準をこれからつくられると思うんですけども、農業をこれから借りてもやろうという方は若い方で結構いらっしゃるんですけども、どのような基準が定められるんだろう、これからどういう形でこれが細かく落ちていくのかということを示されております、聞かれることもござります。

そこで、これは大臣じゃなくても結構なのでございますが、具体的にどんな基準になるのか、また、どういうふうな工程でこの先これが公になってくるのか、四条関連でお話を伺えればと思いま

等々について詳細をぜひ詰めていっていただきたいと思います。

か、お聞かせ願いたいと思います。  
○ 市政府参考人 お答えを申し上げます。  
平成二十七年四月に都市農業振興基本法が制定されました。このことが大きな契機となって、農林水産省との連携も進み、法改正や税制改正など、都市農地の保全・活用に向けた取組が着実に進められてきたと考えております。  
具体的には、平成二十八年五月に閣議決定されたました都市農業振興基本計画の中で、都市農業をまちの都市政策、農業政策の双方から再評価し、都市農地の位置づけを、これまでの宅地化すべきものから、都市にあるべきものへと大きく転換をいたし

たいと考えております。  
○石原(伸)委員、今の審議官のお話を聞かせていただいて、基本法の成立があって、基本計画が平成二十八年にできしたことによつて今日に至つたと  
いう説明でございました。  
そして、田園居住型地域をつくつたり、あるいは農林水産省と国交省が協力し合つて、集約型で  
あり緑もある町、都市をつくつていこう、これは  
ある意味では、古い話ですけれども、大平元総理  
が提唱されていた田園都市計画等々にもつながる  
ものだと思います。ぜひしっかりと進めていくて  
いただきたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。  
認定基準につきましての御質問でござります。  
本法律案におきましては、事業計画を認定する  
要件といたしまして、「都市農業の有する機能の  
発揮に特に資するものとして農林水産省令で定め  
る基準に適合していると認められること。」とされ  
ております。具体的な基準につきましては、こ  
の法律案を可決いただきまして、施行日までの間  
に省令で定めるということになつておるところで  
ございます。

現時点で想定される基準といたしましては、例  
えば 農産物の一定割合を地元の直売所ですか  
れで販売していくだくといった  
ことですか、地元の都市住民の方々が農作業体  
験を通じて農作業に親しんでいただけるような取  
組などなるかのようなことで、それから、老童農

しかしながら、各省皆さん力もヒアリングを話を聞けばわかりますとおり、都市農地に対するスタンス一つとっても、やはりかなり軸足が異なつていたということも事実だと思うんです。それは、各省の積み上げの上に現在の担当の方がいますから、ある程度私は理解もできるんですけどね。でも、そんな中で、私はよかつたなと思うのは、この両省が共同の研究会というのを立ち上げてくださいまして、都市農業基本計画の策定に取り組む、これは閣議決定、私も閣内においてました。同じ方向を向いて緊密な連携を図るようになつたということは非常に有意義なことだったのではないかなどといふ気がいたします。それが都市農業の位置づけの大転換につながつたんだと思いますが、両省には本当に私も感謝しております。

ました  
これを受けて、昨年、都市計画法、生産緑地注等を改正し、土地利用規制の根本となる用途地域に初めて農地を位置づけた田園住居地域を創設するとともに、生産緑地所有者の意向を前提に、都市計画決定から三十年経過後も保全措置を十年ごとに延長できる特定生産緑地制度を創設いたしました。  
あわせて、都市農地をきめ細かく保全することができますよう、生産緑地地区の面積要件を市町村が条例で三百平方メートルにまで引き下げるなどができるようになりますとともに、六次産業化を推進する観点から、生産緑地地区内に農家レストラン等の設置を可能とする建築規制の緩和を行つたところであります。  
今後のまちづくりにつきましては、人口減少、郊外化等の社会情勢の変化に付随して、都市計画決定から三十年経過後も保全措置を十年ごとに延長できる特定生産緑地制度を創設いたしました。

そして、時間が限られておりますので、  
臣に最後に質問をさせていただきて質問を閉じた  
いと思うんですけれども、私、昨年、経済再生担当大臣として、  
成長産業化への展開、農業輸出一兆円、もうすぐ  
来ちゃいますけれども、拡大する計画の作成に携  
わつてまいりました。私はこれからも、御縁がござ  
いましたので、オール・ジャパンの農業の応援  
団でありたいと考えております。

そこで、日本の農業の将来について、山あり谷  
あり、そんな簡単な話じゃないと思います、農産物の  
一兆円にしても、魚介類が減ってしまいます  
と額が落ちたり。ただ、ポテンシャルがあること  
は間違いありませんので、大臣の思いを聞かせて  
いただきまして、きょうの質問を終わらせていただ  
きたいと思います。

○石原(伸)委員 今の荒川さんの説明を受けますと、ごもっともな三点の御指摘がございましたが、やはり現実、現場がござりますので、いろいろな日本全国の都市農業をやつておられる方々の意見は、実際に都市農地の貸借を行つておられます農家の方々の御意見をよく伺つた上で、省令で定めてしまひたいと思っております。

その点でこの質問は国交省の皆さんにお聞きしたいんですけども、国交省が都市計画における都市農地の位置づけを抜本的に転換するというのは、やはり昭和四十年代から積み上げてきたものをひっくり返すのですから、役所の中では結構大変だったと思います。都市計画において、都市農地の保全、活用のために、国交省が先輩たちが築いてきたものをひっくり返して講じなければならなかつた措置の概要と、農地の存在を前提とした、やはりビジョンがなきやだめであります、都市ビジョンについてどのように考えるの

国土交通省といたしましては、この実現に向かって、引き続き、農林水産省、J A等と連携し、制度の周知や活用の促進に努め、都市農地が都市にあつて当たり前のもの、都市にあるべきものとして、一層の都市農地の保全、活用に努めてまいります。また、社会資本整備審議会都市計画制度小委員会中間とりまとめにおきまして、集約型都市構造化と、都市と緑・農の共生の双方が実現された都都市像が目指すべき都市像とされました。

四回の前半で、我が農業の現状は人間が減少しますのでマーケットの縮小が見込まれますし、農業者の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増大など、大きな曲がり角に立っているのは現実だらうと思います。

しかし、一方で、私は、日本の農業は大きな潜

在力を秘めた産業であると確信をしています。お

米ですとか果物ですか畜産物、どれをとっても

高い品質を誇つておりますし、日本国内はもとよ

り、世界じゅうの舌の肥えた消費者から高い評価

を得ております。そういう意味では、伸び代を非

か、お聞かせ願ひたと思ひます。

たふと考へております

たハと考えております。

常に感じさせる、そういう産業であるといふうに思っています。もちろん、中山間地等、農業の生産基盤をしっかりと確保していく、そういう努力も必要ですけれども、それとともに、魅力ある成長産業にしていくべく努力というものがこれからますます必要になってくると思います。消費者ニーズに応えた付加価値の高い農産物の生産、販売ですか、それから、海外では人口もふえますので、成長新しい海外マーケットの開拓を進める、こういうことを行っていくとともに、今、この時期に農林水産業の構造改革を進めていく、そういう必要があるんだろうと考えております。

安倍内閣におきましては、これまでの政策を随分改めてまいりました。米政策改革や六次産業化、輸出促進、農地集積バンクによる農地の集積・集約化、六十年ぶりの農協改革、生産資材価格の引下げや流通・加工構造の改革など、農政全般にわたる改革を今精力的に進めているのは、そういう問題意識からでございます。

今後とも、農業をしつかり強くしていくための施策、これを積極的に推進していく、若者が夢や希望を託すことができる農業、そういうものの実現に邁進してまいりたいと考えております。

○石原(伸)委員 ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、佐藤英道君。

○佐藤(英)委員 公明党の佐藤英道でございます。

法案に対する質疑の前に、昨日大阪府北部で起きました地震によつて犠牲になられた方々に対しまして心から御冥福を申し上げますとともに、被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、私自身、札幌市というところに住んでおりまして、都市農地が果たしている多様な機能の重要性も強く感じているところでもございます。そうした農地を維持し続ける農家の方々の御努力に少しでもお役に立ちたいという思いもございます。

二ングポイントを迎えます。いわゆる二〇二二年問題でありますけれども、私自身、農林水産大臣はありますけれども、私自身、農林水産大臣をやつていた当時、やはりこのターニングポイントを踏まえまして、できる限り都市農業の現場を見せていただきました。

例え、平成二十六年には、コマツナ農家の足立区の宇佐美園場さんと同じく花壇苗農家の並木園場さん、トマ直充農家をされている青木園場さん。

また、平成二十八年には、練馬区におきまして、練馬区の農の学校、練馬区高松一丁目区民農園、また、ブルーベリー農家をされていらっしゃる宮本園場さん、キヤベツ農家の井之口園場さん、農業体験農園と農の体験塾、柿農家もさかれている加藤園場さん。

平成二十九年には、世田谷区で野菜やブドウ農家をされている飯田園場さん、また、野菜、花卉農家の芦田園場さん等々を訪問させていただきまして、本当に懸命に都市農業の御努力をされている方々の姿を直接見せていただいたところでございます。

こうした経緯もありまして、昨年六月に、公明

党の農林水産部会、国土交通部会、都市農業振興プロジェクトで、「都市農地の有効活用の促進を図るための法制度等の検討方向について」と題して、法改正と税制改正について政策提言を行つたところでございます。

今回、この法律案が公明党からの政策提言の趣旨をどう反映しているかも確認させていただきながら、順次質問させていただきたいと思います。

初めに、都市農業振興に対する大臣の御決意並びに本法案の提出に至ったその背景についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○齋藤国務大臣 都市農業の振興につきましては、平成二十七年四月に議員立法で都市農業振興

基本法が制定をされ、政府といたしましては、平成二十八年五月に都市農業振興基本計画を閣議決定したところであります。

これによりまして、従来、宅地化すべきものとされたいた都市農地を、都市にあるべきものへとその位置づけを大きく転換したことあります。

一方、都市農地は、都市において貴重な資源ではありますけれども、農業従事者の減少や高齢化が進行する中で、農地所有者のみでは有効な活用を図ることが困難となつている状況が生まれてきておりますし、意欲ある方にその活用を促していくことが重要な課題となっております。

しかしながら、都市農地につきましては、賃貸借契約が自動的に更新される、いわゆる法定更新制度が適用されますので、農地を一旦貸したら戻つてこないではないかという不安ですか、それから、農地を貸し付けた場合には相続税の納税猶予が打ち切られてしまう、こういうことから、農地の貸付けが進まない状況にございます。

こうした状況を踏まえ、本法律案では、意欲ある都市農業者等が作成する事業計画につきまして、新鮮な農産物の都市住民への供給など、都市農業の有する機能の発揮に特に資することなどの基準に適合していると市町村長が認める場合は、その事業計画に従つて行われる都市農地の貸借について、農地法の法定更新制度の適用を除外する、こういった貸借の円滑化を図ることとしているわけであります。

あわせて、本法律案に基づき行われる貸付けについて、農地法の法定更新制度の適用を除外する、こういった貸借の円滑化を図ることとしているわけであります。

つきましては、相続税納税猶予が継続されるので、農地の所有者は安心して貸付けを行うことが可能となりまして、都市農地の有効な活用が期待できるということです。

今後とも、都市農業の振興を図るという観点から、国土交通省や地方自治体、農協の皆さんなどを始めとした農業団体等の関係者の皆さんと連携して、しっかりと施策を推進すべく、私が先頭に立つて取り組んでいきたいと考えております。

○佐藤(英)委員 先ほど石原委員も御指摘されておりましたけれども、市街化区域内の農地については、社会の要請が変化する中でさまざまな変遷を経てきたわけであります。

平成の初めに当たつては一時急激に高まつた住宅需要も、その後の景気低迷の影響を受けまして、都市農地が農地のまま維持されていくことの価値にも目を向けられることになつてきました。そこでお伺いをさせていただきます。

まず、最初に、市街化区域内の農地のうち生産綠地のみ対象としているわけではありませんけれども、都市農地の維持の重要性に鑑みれば、生産綠地だけではなく、市街化区域農地全体を対象に貸借の円滑化を図る制度としていくことも選択肢としてはなかつたのかという意見もありましたが、今法律案の対象を生産綠地に限定したその理由についてもお伺いさせていただきたいと思います。

さて、今回の改正法案は、都市農地のうち生産綠地のみ対象としているわけではありませんけれども、都市農地が提供する安らぎや災害時における食料供給や防災空間としての機能など、多様な機能が深く認識をされ、今日まで至つてきたところであります。

現在では、人口減少や高齢社会の到来により、都市農地が提供する安らぎや災害時における食料供給や防災空間としての機能など、多様な機能が深く認識をされ、今日まで至つてきたところであります。

そこで、今回の中止を図る制度としていくことも選択肢としているのかという意見もありましたが、今法律案の対象を生産綠地に限定したその理由についてもお伺いさせていただきたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

都市農地の貸借の円滑化の措置を通じまして、都市農業の健全な発展とその安定的な継続というのを実現するためには、借りた農家の方が安心して農業投資を行いまして、将来にわたつて継続して農業を営むことが必要であるというふうに考えております。そういう観点から、貸借の対象となる農地は、容易に転用をされずに、将来にわたつて農地として保全されている必要があるというふうに考えたところでございます。

その点、生産綠地につきましては、指定後、原則三十年間の開発規制がありますし、さきの通常国会におきまして生産綠地法が改正されまして、三十年経過後の生産綠地につきましても十年ごとの延長制度が導入されたことなど、長期間にわたり農地として管理されることが担保されてい

るところでございます。

したがいまして、本法律案におきましては、この生産緑地地区内の農地を対象に円滑化の措置を講ずることとしたところでございます。

○佐藤(英)委員 先ほど申し述べさせていただきました我が党の提言にも記させていただきましたけれども、今後も都市農地を存続し、その多様な機能を維持、確保していくため、都市部における生産緑地の指定を進めていくことは大変に有効な手段であると考えます。今法律案の対象が生産緑地に限定されていることも考えれば、なおのことではないかと思います。

しかし、我が国の都市部における農地のうち生産緑地指定を受けている農地は、ほとんどが三大都市圏に集中しております。データによりますと、全国一万三千ヘクタールの生産緑地のうち、三大都市圏を除く地方都市ではわずかに百ヘクタールしか指定されていない状況でもあります。余りにも少ないと言わざるを得ないわけでありますけれども、この地方都市における生産緑地指定の問題について、今後拡大を進めるために国土交通省は現在どのような取組をされているのか、また、今後どのように取組を進めていこうと考えられているのか、見解を伺いたいと思います。

○桝政府参考人 お答えを申し上げます。

国土交通省では、地方都市における生産緑地制度の導入を促進するため、平成二十八年五月に閣議決定された都市農業振興基本計画を踏まえ、平成二十九年に都市計画運用指針を改正し、三大都市圏特定市以外の地方都市においても生産緑地制度の導入が望ましい旨を明確に記載したところであります。

昨年度は、全国都市計画主管課長会議等を通じて働きかけを行っただけでなく、JAなど関係団体と連携して、地方都市向けの説明会を全国で八回開催いたしました。こうした取組の結果、生産緑地制度の導入を具体的に検討し始めた都市も出ておりました。

さらに、今年度は、農林水産省と連携してブ

ロック単位で説明会を開催するなど、さらなる制度の周知に努めますとともに、制度導入の機運のある都市に対しても個別相談を行うなど、地方都市における生産緑地制度の活用に関する取組を支援してまいりたいと考えております。

○佐藤(英)委員 冒頭、齋藤大臣から都市農業の振興に対するみなぎる決意も示していただいたところでありますけれども、都市農地の所有者に農地の貸出しをちゅうちょさせている、いわば阻害要因の一つに、農地法の第十七条に定められている法定更新があると思いました。

本法律案では、この法定更新については、認定を受けた貸借については特例として規定の適用外とすると定め、より農地を貸し出しやすい環境を整備しております。

所有者にとって都市農地の貸出しの阻害要因の大好きなものは、この法定更新に並んで指摘されたのが、相続税の猶予の問題でもございました。

生産緑地における貸借の円滑化により都市農地の有効活用が実現されるために、こうした税制について、三十年度の税制改正ではどのような措置を行ったのか。

あわせて、平成三十年度は都市農業の振興に向けてどのような予算措置を行っているのか、また、特に貸借円滑化に資すると考えられる予算についてはどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

都市農業に係る平成三十年度税制改正事項といたしましては、先生から今お話をございましたが、今国会に提出しておりますこの法律案に基づきまして、認定事業計画に基づく貸付けが行われた貸付につきまして相続税の納税猶予を継続するところです。

これからの税制改正事項につきましては、既に今

通常国会において改正されております租税特別措置法により措置されておりまして、この法律案の施行と合わせて、税制措置も施行されることとさ

れておるところでございます。

続まして、三十年度の予算でござります。

農林水産省といたしまして、都市農業の振興のために各種の施策を講じておるところでございますけれども、農山漁村振興交付金という交付金制度の中でも、都市農業に取り組もうとする方々に對して御指導申し上げるための専門家を派遣したり、都市農業の理解増進のため啓発事業を開催されたり、あるいは、都市農業に係る税制の周知、相談窓口の設置といったようなソフト面での支援を行いますとともに、防災兼用の井戸の整備ですとか、農業が飛んでいかないための防薬ネットなどの整備、さらには福祉農園の施設の新設、改修といったハード面についても御支援を申し上げるところでございます。

さらには、食料産業・六次産業化交付金における加工、流通、販売等の施設整備に御支援をするとともに、農業人材力強化総合支援事業において、新規就農者に対する総合的な支援などの事業を総合的に用意しておるところでございまして、これらの措置を有効に活用していただきまして、都市農業の貸借が円滑に行われますように、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

私は、東京という消費一方の町で、農地がこれだけ残っている、住まいは世田谷でございますが、こういったことに非常に子育て中は、環境にいいな、虫もあるなという形で、かなり明るい思いを持っていたんですが、九三年に都議会議員になりましたして、東京の農業を守るということで活動したいというふうに思って、質疑の準備をしておりました。

ところが、東京の農業というのは農業基本法の対象ではない、東京の農業は農業じゃないんだよと言われて、これは都市計画区域内の、市街化区域内の限られた方法で保全されている緑地の問題だということ、大変驚いたわけです。でも、だからこそ、きつちりと多面的な機能も持つて、第一義的には、消費者にとっては一番身近な生産地で、食卓までの経路がはつきりしている、つくつてている人の顔も見える、まいっている、どうやってつくつっているかもわかる、そういう意味では環境農業の典型であるうというふうに思つて、応援団を自任してきた次第です。

そして、二〇〇七年、参議院に上げていただきまして、国が、先ほども石原衆議院議員から都市農業にかけるこれまでの活動も披瀝いただきましたけれども、やはり仕組みとしても、この都市農業をどうやって守っていくかということを、提案書を国に対して、方針として、都市農業、都市計画、国交省の扱いになつていてるけれども、本来は

わからない状況とというのがありますて、きょう質疑をさせていただく都市農地の問題も、東京など直下型の地震ということでいえば、農業の多面的な機能の中に、防災ということが大変大きな課題になつてまいります。東京の農地の中でも、防災協力農地という形で芝をつくつてている地域とか、そういうところで、かなり頼りになる地域の資源、スペースになつてていると、いうことがござります。

きょう、私は、この都市農業の農地貸借円滑化法案を質疑させていただくのに、ちょっととした感概を持つて臨ませていただいております。私は、東京という消費一方の町で、農地がこれだけ残っている、住まいは世田谷でございますが、こういったことに非常に子育て中は、環境にいいな、虫もあるなという形で、かなり明るい思いを持っていたんですが、九三年に都議会議員になりましたして、東京の農業を守るということで活動したいというふうに思つて、質疑の準備をしておりました。

ところが、東京の農業というのは農業基本法の対象ではない、東京の農業は農業じゃないんだよと言われて、これは都市計画区域内の、市街化区域内の限られた方法で保全されている緑地の問題だということ、大変驚いたわけです。でも、だからこそ、きつちりと多面的な機能も持つて、第一義的には、消費者にとっては一番身近な生産地で、食卓までの経路がはつきりしている、つくつてている人の顔も見える、まいっている、どうやってつくつっているかもわかる、そういう意味では環境農業の典型であるうというふうに思つて、応援団を自任してきた次第です。

そして、二〇〇七年、参議院に上げていただきまして、国が、先ほども石原衆議院議員から都市農業にかけるこれまでの活動も披瀝いただきましたけれども、やはり仕組みとしても、この都市農業をどうやって守っていくかということを、提案書を国に対して、方針として、都市農業、都市計画、国交省の扱いになつていてるけれども、本来は

農業として農水省もきちんと責任を持つて拡大を図る、振興していく、そういうものだということを主張してきたわけです。

都市農業の変遷というのは、本当にそこに住む都市住民の生活と密接、都市住民の生活とのせめき合い、そういう中では、住宅難の時代はどんどん宅地化することが本当に大きな世論になつていましたし、東京都が後年アンケートをとつて、農地があつていいんだ、農地があつた方がうれしい、暮らしが豊かな気がする、こういうふうに住民の考え方方が変わってきて、都市にあるべき、農のあるまちづくりだと、そういう意で大転換をした。そのことを捉えて、やはり産業として、この東京でも、都市近郊の中でも都市農業の振興をきつちり図つていく、その未来をきちんとあるべき姿として捉えた上で政策を打つていくのが本来だろうといふうに私は思うわけですが。

農林水産省が都市農業の振興に関する検討会を立ち上げ、国土交通省が社会資本整備審議会の都市計画・歴史的風土分科会、都市計画制度小委員会、こういうものを設けて検討してきた結果が今次々と出てきていて、特に、私は、秋に戻つてしまひましたが、この間、議員としてのブランクはござりますけれども、目覚ましくこの分野の法制化が進んだというふうに評価をしておりまし、更にそれを進めていきたいといふうに思つて、きよう質疑をさせていただきます。

都市農地の位置づけが、あつて当たり前のものになつたということがありますけれども、今回、生産綠地の貸借、貸し借りを円滑にするということうといふうに期待をしております。

都市農業の対象が、都市農業振興基本法第二条においては、市街化地区及びその周辺の地域において行われる農業といふうに規定されています。さらに、都市農業振興計画においても、生産綠地に限らず、農業が今後とも展開されることが確実な農地については、その機能や役割を実体面

から再評価する必要があり、震災等の不測の事態に備え、あるいは食料自給率の目標を支える観点からも、その維持、継続が図られるべきであるといふうに明記しております。

ちょっと質問が重なりますが、この法案が、貸借円滑化の対象が生産綠地に限定されている、このことについて、いま一度、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

都市農地の貸借の円滑化の措置を講じまして、

都市農業の健全な発展と安定的な継続を実現することが大事でございますが、そのためには、都市農地を借りていただく農業者が、安心して農業投資を行いまして、将来に継続して農業を営んでいくことが必要であると考えておるところでございます。したがいまして、貸借の対象になりま

す農地は、容易に転用されることなく、将来にわかつて農地として保全していく農地であるべきだといふうに考えたところでございます。その点、生産綠地につきましては、指定後、原則三十年間の開發規制がござりますこと、それから、繰り返しになりますが、先般の通常国会での生産綠地法の改正におきまして、三十年経過後の生産綠地につきましても十年ごとの延長制度が導入されたことから、長期間にわたつて農地として管理されることが担保されているといふところでございます。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

今、先生から御指摘ございました東京都の調査

でござります。これは、平成二十七年に東京都が、一定面積の生産綠地を有する区市におきまして、十アール以上の農地面積を有する農家の方々約一万戸を対象としたアンケート調査の結果などをございました。これは、想像を絶する、山あり谷あり三十年というのは、想像を絶する、山あり谷あります。三十年と言いますが、人の人生のことがあると思うんですね。そういう大変厳しい状況を乗り越えてここで當農していらっしゃる方たち、いわば職業選択の自由も実はないようなことがあります。これによりますと、生産綠地を借りたいといふうに承知をしております。

○大河原委員 生産綠地、大変厳しいルールがござつて、一口に三十年と言いますが、人の人生の三十年というのは、想像を絶する、山あり谷あります。三十年と言いますが、人の人生のことがあると思うんですね。そういう大変厳しい状況を乗り越えてここで當農していらっしゃる方たち、いわば職業選択の自由も実はないようなことがあります。これによりますと、生産綠地を借りたいといふうに回答された方は、今、先生から御紹介がございましたように、有効回答数約五千戸のうちの一割程度しかないと、これは事実でございま

す。一方で、農産物の売上高が六百万円以上といふう、比較的意欲的に當農されておられる農業者に限りますと、三二%の方々が借りたいといふうにおっしゃつておられるといふことも、このアンケートから見てとれるところでございます。

また、この調査結果では、貸す方についても伺つております。生産綠地を貸したいと回答された方が約一割いらっしゃる上で、さらに、貸付先や貸付条件などによっては貸してもよいという方が四割ほどいらっしゃって、合わせると五割ぐらいの方は、条件によつては貸したいという話もあるわけでございます。

先生から今お話をございました、これは二十七年の調査でございますので、当然のことながら、今私どもが考えております、この法律案によります法定更新の除外ですとか相続税の納税猶予の継続中で、都市農業の生産綠地利用に関する意向調査をしております。これを読ませていただきながら、ちょっととびっくりいたしました。

というのは、生産綠地の貸借が可能になつた場合でも、借りたいと余り思わない、借りたくない人が八一・八%、貸したい人も八・九%といふことが出ていたんです。クロス集計とかいろいろこの分析はあると思うんですが、この法律を有効に機能させていくためには、具体的にどんな方法をとつていくと今この意向調査にあらわれた数字が変わっていくのか、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

今、先生から御指摘ございました東京都の調査でござります。これは、平成二十七年に東京都が、一定面積の生産綠地を有する区市におきまして、十アール以上の農地面積を有する農家の方々約一万戸を対象としたアンケート調査の結果などをございました。これは、想像を絶する、山あり谷あります。三十年と言いますが、人の人生のことがあると思うんですね。そういう大変厳しい状況を乗り越えてここで當農していらっしゃる方たちにもこういったチャンスが訪れるわけで、そういう方々への周知というのはどういうふうになさいますか。

○大河原委員 農協を通じて非常に詳しく、多分、御説明もあると思うんですが、今度の貸し借り手と借り手のマッチングといふことにもしっかりと取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

○大河原委員 農協を通じて非常に詳しく、多分、御説明もあると思うんですが、今度の貸し借り手と借り手のマッチングといふことにもしっかりと取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

○荒川政府参考人 お答えを申し上げます。

先生からお話をございました、まさに、東京都がアンケートをとつた方々は十アール以上の當農をされておられる方でございますが、こういった方々以外にも、特に市民農園の開設、体験農園の

開設などにつきましては、従来の農業者ではない方が新たに入つてこられてやるということも考えられるところでございます。

私ども、そういう方々に対しましても、ホームページを通じます情報提供に加えまして、本省及び七つの農政局、それから沖縄総合事務局に相談窓口を設置するなどいたしまして、法案が採決され、成立された暁には、しっかりと農業者以外の方々に対しても情報提供してまいりたいと思つておりますところでございます。

○大河原委員 そうですね。これまで、地場の給食に生産物を納入していらっしゃる方たちもいて、学校にいる子供たちも、周囲に生産している畑があるというようなことも知つていてるんですが、これから先も、学校が農園を持つて、オバマさんの奥さんがエディブルスクールガーデンという運動に共鳴されてホワイトハウスの裏庭で農業をしてたといふこともありますけれども、こういつた扱い手になるといふか、貸してほしいうふうに思つています。

それで、次に、都市農業というのは、保全とか維持といふところ、ここまで来ているんですけど、都市農業を拡大、振興していくためには、農地をもつとふやす、限界はありますけれども、生産緑地がもつとふえていく、指定がもつとふえるということが必要だと思います。

○柿政府参考人 お答えを申し上げます。  
国土交通省では、平成二十八年五月に閣議決定されました都市農業振興基本計画を踏まえ、平成二十九年に都市計画運用指針を改正しております。

都市計画運用指針では、生産緑地地区の再指定

について、農地法に基づく農地転用の届出を行つた農地であつても、現に、再び農業の用に供されたり、将来的にも當農が継続されることが確認可能である旨を、また、生産緑地地区の追加指定について、三大都市圏特定市においては、人口の減少や高齢化、緑地の減少等を踏まえ、生産緑地地区を追加で定めることを検討すべき旨を明確に記載し、その旨周知を図つてあるところです。

昨年の生産緑地法改正後は、全国都市計画主管課長会議等を通じて生産緑地制度の活用に関する講習会等を連携して、生産緑地制度に関する説明会を全国で約六十回開催いたしました。

さらに、今年度は農林水産省と連携してプロック単位での説明会を開催するなど制度の周知に努め、生産緑地制度の一層の活用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○大河原委員 生産緑地制度で、やはり活用されてきたと思います。でも、この円滑化法で更にこのことを知る方たちが多くなるということでいえば、その地域に農地を維持し、ふやしていくといふことも含めると、更にこの生産緑地に手を挙げていただぐく、申請していただくことが必要になつてくると思うんですが、実は、この生産緑地の地区指定というのは、結構、真っさらなところから始めるのは難しいものがあるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとこれは通告してしませんけれども、その辺の課題というのはどんなふうに思つていらっしゃいますか。

○柿政府参考人 お答えを申し上げます。  
生産緑地地区につきましては、私ども、一生懸命制度の周知に努めているところがありますが、まずは都市農業を営んでおられる皆さん方にこの制度をよく知つていただきたいこと、これが何よりも重要であると思っております。

昨年、生産緑地法の改正も行いましたことが、特定生産緑地制度の周知などもあわせ、また、現在御審議いただいておりますこの法案の周

知もあわせて、生産緑地制度のより一層の周知に努めてまいりたいと存じます。

○大河原委員 制度を知つていただくといふのはもちろんあるんですけれども、そこに、生産緑地を始めたその地域が将来的にどういうふうになつていいのかという都市像というんですか、その町の地域像、そういうものが共有されないとなかなかできないんじゃないかなというふうに思つていま

すし、地区的指定といふところにも、まだまだ住民と土地の所有者との気持ちの乖離があつたりもするんじゃないかなというふうに想像します。

それで、生産緑地の指定に至つてない市街化区域内の農地の活用というものについてはどのように考へておられるか。これは大臣でもよろしいですか。では、どうぞ、参考人ですか。

○荒川政府参考人 失礼いたします。お答え申し上げます。

本法律案におきましては、先ほど来申し上げましたようなもるもの理由によりまして、本法律案の対象農地を市街化区域内の生産緑地にしてきているところでございます。

○大河原委員 おさ

いたとおもふると、更にこの生産緑地に手を挙げていただぐく、申請していただくことが必要になつてくると思うんですが、実は、この生産緑地の地区指定というのは、結構、真っさらなところから始めるのは難しいものがあるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとこれは通告してしませんけれども、その辺の課題というのはどんなふうに思つていらっしゃいますか。

○柿政府参考人 お答えを申し上げます。

生産緑地地区につきましては、私ども、一生懸命制度の周知に努めているところがありますが、まずは都市農業を営んでおられる皆さん方にこの制度をよく知つていただきたいこと、これが何よりも重要であると思っております。

改正の内容ですとか今般のこの円滑化法の内容をしっかりと御説明させていただいて、できるだけ生産緑地に指定をしていただきたい上でこの法律のツールを使っていただけるように、しっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。

○大河原委員 生産緑地の周りのと言つたらいいんでしようか、市街化区域内の農地の活用というところは、やはり、全体を広く、どのくらいの緑の広がりを持ってその地域の将来を捉えるかといふことが大事なんだと思うんです。

昨年の改正によつて、良好な都市環境の形成を図る、この観点から、保全すべき農地については諸制度ができました。都市緑地法の諸制度において、緑地として積極的に位置づけていく、保全、活用を図るということが可能になつてきているわけですから、既に、緑地保全地域制度、それから特定緑地保全地区制度とか地区計画、緑地保全条例あるいは市民緑地認定制度、こういったものが、農地を囲む、その周辺でかなり広がつてつながつていく、こういうイメージを私は持つております。

ただ単にその地域で耕す、生産されている生産緑地があるということだけではなくて、もっと広がりを持った緑、広がりを持つた良好な環境、これが相互的な作用をつくっていくんだというふうに思つてますけれども、そういう中であります。都市農業の未来像をどんなふうに描いていくのか。

大臣に伺いたいと思いますが、これは多分、そうした都市計画的な政策もありましょし、農業的な政策も一致をさせていく、その価値というものが非常に高くなつてくるんじやないかというふうに思ひますが、いかがでしようか。

○齋藤国務大臣 まず、きょう、大河原委員と都

市農業の振興について思いが共有できる議論ができる、時々意見が違つてこともあるのですから、きょうは非常にうれしく思いながら答弁させていただきます。

位置づけを大きく変えるべきだという議論が本格的に、その前からずっとあつたわけだけれども、本格的になつたときには、まだまだ抵抗がありました、きょう、今となつては国土交通省の皆さんは協力的ですけれども、当時はそうでもなくして、それで、なかなか突破できないので、じゃ議員立法でいこうということで、政治主導でやつてきた結果、各論もここまで進んできたということでありますので、本当に感無量のところがあります。

これらの都市農業も、もちろん今御指摘のように、都市計画の中でしっかりと位置づけていくかということがありますので、国交省とのいい連携でやつていかなくてはいけない、そういう課題だらうと思つております。

都市農業につきましては、その立地条件を生かして、都市住民の皆さんに直接販売などで収益性の高い農業経営が行われているという面もあります。また、都市住民から頬が見えるところで都市農業が営まれているということで、食の安全に関する信頼ですか安心感につながるのみならず、厳しい状況にある農業、農村そのものへの理解を深めることにもつながる、そういういたものであると認識をしております。

一方、都市農地には、申し上げておりますように、資産価値が高くて、また転用が容易でありますので、相続等を契機とした売却等によつて、それが自動的に更新されるので、いわゆる法定更新制度が適用され、一旦貸したらもう戻つてこないんじゃないとか、農地を貸し付けた場合には相続税の納税猶予が打ち切られてしまつて、そういう不安がありまして、都市農地の活用というものに制約があるといつこともありますので、これから都市農業は利用といつとも入れて振興すべきだらうということで、今回の法案をお願いしているところであります。

農地の貸し借りを円滑にすることによりまして、

都市農地の有効な活用と都市農業の健全な発展を図るということにしておるわけであります。

今後、またいろいろと課題が出てくると思いますけれども、これは都市計画の問題もありますので、国土交通省とよく連携をしながら、しっかりと振興するという方向で努力をしていきたいと思います。

○大河原委員 私も、意見が一致してよかつたなというふうに思ひますけれども。

今おつしやつていただいた都市農地の問題は、その地域でずっと農業を営んできた方々が、例えあるんですね。そこに住宅ができる、その方たちを呼び込んだということもござりますけれども、そういう意味では、一つのコミュニティーが壊れてしまう。

その生産者の方たちは、地域のいろんなお仕事をしてくださつていて、お祭りがあればお祭りのそなへたたいたい手だつたり、警備員も含めていろんなことをやつていらっしゃるんですけれども、つまつたには、地域のコミュニティーをつくり直す、新たにつくる、そういう新しい手として私は尊敬をしている農家さんがたくさんおられます。お手元に配付させていただきました資料、ちょっとお目に通しください。農園を中心とした都市農業不ツトワーカー、これは、名前がちょっと抜けていましたけれども、練馬で三百年続いた白石農園さんですね。三百年続く農家、やはり、この東京で生きている、そこで農業をしている、そこに新たな人たちがつながつていく、このことが私はすごく大きい意味を持つものだというふうに思つています。

これこそ日本の未来像だとも思つておるんですけれども、農業が持つ多様的な機能をそれぞれ活用して、生かして、地域とのつながりをさまざまに広げているといつことがありまして、ごらんないだければ、農作業で地域とつながるこの白石さんのところで農作業を教えてもらつて、体験農園をする。あるいは、そこで学んだ人が、実はレ

ストラントのシェフだつたりして、そこで農家レストランを開いておるとか、あるいは、地元の学校

で栄養士さんに野菜の話をするとか、あるいは、生きづらさを抱えた方たちがここで東京都の社会適応訓練協力事業所という形でつながつていて、農の機能という意味では、これまで言われてきた多面的な機能、もっと新たな、コミュニティー再生、そういう機能も多分大きく出てくるんぢやないか。

もちろん、白石さんのような方たちしかだめというわけではなくて、いろんな方たちのいろんな活動がそれを可能にしていく時代になつたんだというふうに思います。

農地というのは、新鮮な野菜が供給される、そして災害時の防災空間として貴重だ、農業体験、交流の場、それから国土、環境の保全、緑地、都市住民が農業に触れ合うという、これまで言われてきたもの以上に、そのつながり、きずなを高めていくために非常に大きな役割を果たすんぢやないかというふうに思います。

子供の居場所としても、あるいは、ここの中に書いてありますけれども、子供食堂、今、一人で御飯を食べる子たちが多いんですが、既にそういう子供食堂は各地で広がつていて、近くの生産

者の方たちが食べ物、農産物を提供したり、場をつくつてくださつたり、いろいろしています。

限りない可能性があるといつふうに思つております。まして、大臣にもぜひ、こうした新たなコミュニティー再生の機能といつもの未来像の中に組み込んでいただければといつふうに思います。

何か御感想がありますでしょうか。

○齋藤國務大臣 私の地元も東京近郊の農業をやつておるところでありまして、一方で、つくばエクスプレスが通つたので、流山市のケースなんかは人口があつておるわけですね。人口があつると、新しく来る人たちは何を求めて来るかといつ子育てしやすいですかといつのがすごく大きいんですけども、そういう人たちに、うちには農地があつて、新鮮で安全な農作物が提供できるん

ですよと言つて、すぐ食べつきがいいんですよ。ああ、すばらしいですね、それと。だから、みんな、子育てしやすいといつことしか考えないんですけれども、実は、農地がそばにあつて新鮮なものがいつでも提供されるといつことが、皆さんはまだ意識はしていないんですけども、すごくすばらしいことだと。

そういう、今見せていただいたように、農地を中心にはいろんなコミュニティーが広がつていて、という素地は十分あると思つておるんで、まあ、私の地元の話ばかりしてもしようがありませんけれども、そういう展開がこれから都市農園を中心にはがつていくことを大いに期待しているし、御支援していきたいと思つております。

○大河原委員 本当に私は、都市農業が大好きで、これからももっと振興されるといつふうに思つておるといつなっています。産業として維持できることが本当に大きな課題になつてくると思います。

ちよつと視点を変えまして、新たに用途地域の類型として創設されたもの中に、田園住居地域というのがござります。この制度について、国交省から、何を期待した制度なのか御説明をいたさたいと思います。

ちよつと視点を変えまして、新たに用途地域の類型として創設されたもの中に、田園住居地域というのがござります。この制度について、国交省から、何を期待した制度なのか御説明をいたさたいと思います。

○神政府参考人 お答えを申し上げます。

平成二十八年に閣議決定をされました都市農業振興基本計画により、都市農地の位置づけが、都市にあるべきものへと大きく転換されました。これを受けて、田園住居地域は、土地利用規制の根本となる用途地域の一種類として、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する目的で創設されたものであります。

影響を及ぼし合つて、良好な環境の形成が面的に図られることを期待しているものであります。

○大河原委員 このことがやはり面的に、田園住居地域という形で、地域がいわばグリーンシャレー、コンパクトシティー、コンパクトタウンみたいな形でできたときに、そこに建てられる例えは住居アパートであっても、私の住まいの近くには、環境建築という形で本当に環境に配慮されたアパートが建つとか、そこに住むことがうれしいとなる。その地域にいるといふことが自分の誇りになる、そういうことにもこの田園住居地域という用途指定は、非常にこれまでの住居、低層住宅専用という意味を超えるものを持つていますし、私は期待をしております。

それで、一つここで危惧がありまして、実は、農業経営基盤強化法ができる、生産緑地も、施設をつくり、その床をコンクリートにするといふことが可能になりました。多面的な機能ということの中には例えば地下水涵養とかそういうことも入っておりますので、コンクリート農地が地域に、生産緑地にたくさんできてしまうことについては、ちょっと違うんじやないかな、気をつけてほしいな、そういう思いを持つておりますけれども、このコンクリート農地の基準について教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

今回の、今国会で成立させていただきました農業経営基盤強化促進法等の一部改正におきまして、一定の場合に、農地にコンクリートを張つても農地転用に該当しないということを措置したわけですが、これは、この委員会でも附帯決議をしていたように、周辺の営農条件に支障が生じないようにする必要というのが絶対の条件であると考えております。

具体的にはこの施設としてどういうものを農地で認めるかということについては、省令で施設の内容を定めることになつておりますけれども、省令におきましては、専ら農作物の栽培の用に供されるものであること、あるいは、周辺農地の日照

が制限されないようにして施設の高さについての基準を設けること、それから、周囲の営農条件に支障が生じないよう必要な排水施設を設けること、

具体的には、法施行は、公布の日、すなわち平成三十年の五月十八日から起算して六ヶ月以内に施行することになりますので、この施行日までに定めたいといふに考えておりますが、この省令を定めるに当たりましては、施設の高さに、本当に日照への影響のほどの程度あるのか、どの程度であれば農作物の生育に支障が生じない、あるいは生じるのか、どの程度の排水施設であれば周辺の農地に影響を与えないかという

ことを、専門的な知見に基づいて検討が必要だと考えておりますので、専門家の意見も聞きながら定めるというふうに考えております。

なお、生産緑地でどういうものをつくるかといふのは、またこれは生産緑地の趣旨に即した検討が必要だと思っておりますので、これにつきましては国土交通省において、我が方の検討を踏まえながら、また検討していくことになると思つております。

○大河原委員 六ヶ月以内ということですから、年内には、十一月ぐらいにはこのことがはつきりしてくるわけですけれども、地域住民の思いといふのは、せつかく、保全していく、緑がうれしいといふような思いを持っている中で、野菜工場

いうふうな思いを持つっていることから、いつのまにか、保全していく、緑がうれしいといふふうに思つておられます。

○大河原委員 六ヶ月以内ということですから、年内には、十一月ぐらいにはこのことがはつきりしてくるわけですけれども、地域住民の思いといふのは、せつかく、保全していく、緑がうれしいといふふうな思いを持つている中で、野菜工場

いうふうな思いを持つていることから、いつのまにか、保全していく、緑がうれしいといふふうに思つておられます。

○大河原委員 六ヶ月以内ということですから、年内には、十一月ぐらいにはこのことがはつきりしてくるわけですけれども、地域住民の思いといふのは、せつかく、保全していく、緑がうれしいといふふうな思いを持つている中で、野菜工場

いうところですから、それに不釣合いなもののができないか、多面的な機能を損なうようなものができては困るなどということは、再度発言をさせていただきます。

それで、三枚目の配付した資料をごらんください。これは、私、世田谷区の喜多見というところに住んでおりまして、私と同じ丁目ではないんです

が、もっとすばらしい風景が広がっている地域があります。これは東京都の農の風景育成地区といふ指定を、第一号で指定を受けておりまして、農地を含めた緑地と地域の保全というのが進められております。

今回、田園住居地域という用途、新しくできたわけですが、資料の三の、先行して農地保全を行つてある東京都の事例、そしてこの田園住居地域の用途というのは、恐らく同じ思想に基づくものだといふふうに思つてゐるんですが、国交省さんが、どのように、同じと考へよろしいですか、思想、哲学。

○榎政府参考人 お答えを申し上げます。

東京都の制度である農の風景育成地区は、減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐことを目的とするものであり、農地等が比較的まとまって残る地区を対象として指定することが想定されています。地区的指定によって、散在する農地を一体の都市計画公園として指定することができます。これが、今回の法案が、今回の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高めるような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

次に、市民農園と体験農園これが、今後の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高めるような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

次に、市民農園と体験農園これが、今後の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高めるような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

次に、市民農園と体験農園これが、今後の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高めるような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

次に、市民農園と体験農園これが、今後の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高めるような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

次に、市民農園と体験農園これが、今後の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高めるような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

○大河原委員 この資料の三を見ていただくと、住宅と、生産緑地とその他の緑地と、それから屋敷林とか地域風景資産として登録されているものとか、いろいろなものをつけた、全体として良好な地域をつくるというところで、あらゆる制度をここに使っていけば保全ができる、その効果が

受けた、農の風景育成地区というのを受けておりますけれども、この中に農業公園だとかほかの資源もありまして、そういう意味では、こういう地域が高まるんじゃなかつた、ただ、それをみんながそれ

が期待されています。

それで、世田谷区は、この東京都の第一号指定を受けた、農の風景育成地区というのを受けておりますけれども、この中に農業公園だとかほかの資源もありまして、そういう意味では、こういう地域がもつとほかにもたくさんできるということを、また、このままでも困るなどということでもあります。

それで、世田谷区は、この東京都の第一号指定を受けた、農の風景育成地区というのを受けておりますけれども、この中に農業公園だとかほかの資源もありまして、そういう意味では、こういう地域が高まるんじゃなかつた、ただ、それをみんながそれ

が期待されています。

世田谷区の計画の中では、この風景育成地区と

いうのが複数既に登録されていますので、そういう意味では、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高める

ような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

次に、市民農園と体験農園これが、今後の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高める

ような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

次に、市民農園と体験農園これが、今後の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高める

ような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

次に、市民農園と体験農園これが、今後の法

案が、町全体が、こうした環境的なエリアを、農地を含めて、そして農地の機能を更に高める

ような形でつなげていく、このことをぜひやっていただきたいなというふうに思つわけです。

私自身は、うちの事務所のスタッフも、実は二年前から体験農園で野菜づくりをしていまして、いずれは自分で農地を借りて農業をしてみたいというような希望も持っているんですけども、その体験農園で、指導を生産者の方がしてくださいって、失敗なく実は収穫もできるということもあって、この体験農園、新しく農業を始めるためにも、技術取得もできるということで、この体験農園をやはりふやしていく、生産者の方たちがそれを選び取られるというの、農業の収入を安定的にするという意味でも非常に有効だというふうに教えていただきました。

それぞれの、市民農園のよさ、それから体験農園のよさ、こういったものを感じる、その差異もあるというふうに思うのですが、大臣、この体験農園と市民農園の差のことは御存じでしたか。

○齊藤国務大臣 うちの地元にも両方ともあります。農業体験農園については、利用者は自由な作付はできないんですけども、農作物の栽培について専門的な知識がなくても、御指摘のように、農業者である方から指導を受けて、安心して作付ができる。それから、農家の皆さんのが利用者を集めて指導を行うことから、利用者の間で交流が盛んになる、そんなメリットのあるものだらうと思っております。

他方、市民農園については、利用者である都市住民等が区画を借り受けて作付を行うので、みずからのお意で自由に農作物の栽培ができる。それから、開設者の指導等がなく、利用料が安価である場合が多いことのメリットがあるんですね。それぞれを開設を促せるように、生産緑地について法定更新の適用を除外することによって、農業体験農園の用に供する都市農地を開設者が借りやすくなるとか、それから、都市農地において市民農園を開設しやすくする特定都市農地貸付け新たに措置するということで、本法律案が施行され

められたものであります。

一方、御指摘の、農地に支柱を立てて、當農を促進をされて、都市住民等が農業に触れる機会が増加をして、都市農業の理解が促進をされ、さらには食の大切さや農業、農村への理解、関心を深めるということですので、しっかりと進めています。

○大河原委員 都市農業を継続していくということですで、東京都が非常に農業振興プランというのを丁寧につくっていると思うんですが、ここでどのぐらいの収入を、どんなものを育てて、何人でやれば収入が得られるかというようなモデルはいっぽいあります。それはそれでいいんですけれども、これはそれでいいんですけれども、これは農水大臣にぜひお伺いしたところです。

○大河原委員 當農発電とは違うということです。六次産業化に役に立たない売電というふうに規定をされているということだと思います。が、ここが、ここにもないことが実はあって、農家さんが、さっきの体験農園というのは、収入を安定させるために非常に有効な方法だと思います。

私は、今回の生産緑地法の改正で、農家レストランや農機具置き場は建設が許可、つくることとされましたが、生産緑地内でソーラーシェアリングを行いう場合の支柱、このコンクリート部分を対象にしてほしかったなというふうに思うんですけど、対象にしなかった理由というのは教えていただけますでしょうか。

○神戸政府参考人 お答えを申し上げます。

生産緑地地区につきましては、良好な生活環境の確保に相当の効用があるなどの条件を満たす農地等を指定し、建築物の建築等に対し厳しい制限を課する一方、一般農地と同様の税制上の特例を適用しております。

○伊東委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 国民民主党の後藤祐一でございました。

まず冒頭、大阪府北部での地震でお亡くなりになつた皆様にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。また、農業関係で何か被害があつた場合には、ぜひ農水省としてもしっかりと対応いただけるようお願いを申し上げたいと思います。

それでは、通告では米国からの豚肉輸入の話から始めようと思つたんですが、ちょっと飛ばしまして、先週金曜日に骨太方針が閣議決定されましたので、これに関連して少し聞きたいと思います。この骨太方針の中で、目玉は外国人材の話だと

する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設」ということについて触れられておりますけれども、これがどういう業種に対して適用されるのかということについては書いていなくて、「生産性向上や国内人材の確保のための取組を行つてもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う」とされています。

農業はこれに該当すべき業種ではないかと思いますけれども、これは農水大臣にぜひお伺いしたところです。

〔委員長退席、坂本委員長代理着席〕

○齊藤国務大臣 十五日に閣議決定された骨太方針二〇一八では、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築するため、新たな在留資格を創設するということが盛り込まれているわけであります。

この骨太方針に基づき、今後、具体的な制度設計や受入れ方針の検討に入つていく、そういう段取りになつているわけですが、御指摘のようになつて、現時点で受け入れる対象分野や具体的なスキームは決まっていないわけであります。農林水産省としては、近年、外国人材活用のニーズが高まつてることなども踏まえまして、今後の政局部内での検討に積極的に参加してまいりたいと考えております。

○後藤(祐)委員

積極的にとこころに特に力が入つた大臣の答弁をぜひ実践に移していただきたいと思いますが、きょうは法務省にもお越しいただいております。

この外国人材の新しい制度をつくる中で、日本語能力の話について、「受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。」というふうに書かれております。

介護なんかですと、相当なコミュニケーション能力が必要なのがもしされませんが、農業の場合は、機械の使い方とかは、ある程度教われば、それほど会話能力が必要というわけでもないと思うんですね。農業に、この外国人材、新しい形で

入ってきていただくときには、それほど高い日本語能力を求める必要はないんじやないかと思いますが、いかがでしようか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大臣から御答弁ありましたように、今の段階では、いずれが受入れ業種になるかについては決定していないというステータスでございます。

ただ、御紹介いただきましたように、日本語能

力水準につきましては、「日本語能力試験等によ

り、ある程度日常会話ができる生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める」とこととしておりまし

て、その方針が骨太に盛り込まれているところでございます。

例えば農業分野の場合であれば、この方針に沿う形での農業に係る業務上必要な日本語能力水準について、農林水産省からの具体的提案を得た上で検討を行い、決定していくことになると考えています。

○後藤(祐)委員 農業を例示、挙げていただきありがとうございます。ぜひ、現実的な農業の現場で必要な日本語というのはこの程度だということを踏まえた検討をしていただきたいと思います。

それともう一つ、在留期間について、この骨太の中では、「外国人材の在留期間の上限を通算で五年とし、」というふうにされております。現行の技能実習制度ですが、これはたしか、三年過ぎたところで一旦帰ってまた来るということを別とすると、自分の国に帰ることはできないと思うんですね。農業の場合、例えば収穫のときですとか大変忙しいときには来ていただきたいい、だけれども、一年じゅうずっとそこかというところから、制度の組み方のかもしれませんのが、帰国の回数ですか再入国ですか、こういったものについては柔軟に考えるべきだと思いま

ます。今後の検討においてぜひ考慮いただきたいと思いますが、法務省、いかがでしようか。

○佐々木政府参考人 御指摘をいたしましたよ

うに、今回の受入れ対象者の在留期間の上限は通

算で五年としておりますところ、これは、年間を

同じた作業がない業種もあること等から、季節

等、時期を限った労働需要に対しても柔軟に対応

するため、在留期間については五年を通算するこ

ととしたものであり、出国期間は在留期間に含ま

ず、在留している期間を合算して五年とするこ

とを想定しているものでございます。

繰り返しになりますけれども、現時点では対象

分野は未定ですが、委員御指摘の農業分野の場合

であれば、農繁期の数カ月間は就労し、農閑期は

帰国をして、また翌年の農繁期に再度日本で農業

に従事するということも、通算で五年の範囲内で

あれば可能であると今の時点では考えておりま

す。

○後藤(祐)委員 大変重要な御答弁をいただいた

と思つております。

農水大臣も積極的にということでございました

ので、もちろん日本でやりたい方がやりにくくなつてはいけませんが、多くの場合、やり手がないという状況の中で、外国人の方にお手伝い

ただくことは大変有意義だと思いますので、今、法務省の御答弁があつたような形で柔軟に進めて

いただければと思います。

それともう一つ、規制改革計画というものが決

定されておりますけれども、この中で、農地中間

管理機構を軸とする農地の集積、集約化というこ

とについて触れられております。

これについては、農業委員会の皆様からも、今

後の中間管理事業についての農業委員会の

場合によつては来年の法改正ということもあると思いますが、農業委員会の今使われている農地についての位置づけを明確にすべきだと思います。率直に評価をさせます。今後の検討においてぜひ考慮いただきたいと思いますが、法務省、いかがでしようか。

○佐々木政府参考人 御指摘をいたしましたよ

うに、今回の受入れ対象者の在留期間の上限は通

算で五年としておりますところ、これは、年間を

同じた作業がない業種もあること等から、季節

等、時期を限った労働需要に対しても柔軟に対応

するため、在留期間については五年を通算するこ

ととしたものであり、出国期間は在留期間に含ま

ず、在留している期間を合算して五年とするこ

とを想定しているものでございます。

繰り返しになりますけれども、現時点では対象

分野は未定ですが、委員御指摘の農業分野の場合

であれば、農繁期の数カ月間は就労し、農閑期は

帰国をして、また翌年の農繁期に再度日本で農業

に従事するということも、通算で五年の範囲内で

あれば可能であると今の時点では考えておりま

す。

○後藤(祐)委員 大変重要な御答弁をいたしました

と思つております。

農水大臣も積極的にということでございました

ので、もちろん日本でやりたい方がやりにくくなつてはいけませんが、多くの場合、やり手がない

という状況の中で、外国人の方にお手伝い

ただくことは大変有意義だと思いますので、今、法務省の御答弁があつたような形で柔軟に進めて

いただければと思います。

それともう一つ、規制改革計画というものが決

定されておりますけれども、この中で、農地中間

管理機構を軸とする農地の集積、集約化というこ

ういったものを農地中間管理機構に情報提供するといったお仕事があると伺つておりますけれども、今、現に使われている農地、遊休でない使われている農地については、必ずしも農業委員会の位置づけは明確でないというふうに伺つております。

○齋藤国務大臣 農地については、今、農地法上

の責務である農業上の利用というものを確保する

観点から、まず全農地を対象に農業委員会による

利用状況調査を行つて、その結果、遊休農地に

なつていることが判明したものについては所有者

の意向を確認、こういう仕組みになつているところ

であります。

遊休農地となつていな農地については、御指

摘のよう、法律により意向確認というものを義

務づけられているものではありませんけれども、

別途、こうした農地を含め、市町村が中心となつて、将来の農業のあり方や中心となる担い手について、地域の話合いによりそういう点を明確にすることを踏まえた検討を進めているところであります。

なお、この人・農地プランの策定に当たつて

は、農業委員会に設置されている農地利用最適化

推進委員等が地域の話合いに積極的に参加をし

て、人と農地のマッチングを図つていくように指

導しているところであります。これが現状です。

機構法の五年後見直しが参りますので、農地集

積、集約化を進める観点から、以上述べたような

現在の仕組みの運用等も検証しつつ、関係者の意

見を聞きながら、五年後見直しにおいて検討して

いきたいと考えています。

○後藤(祐)委員 これは来年度の話になると思い

ますので、今から始まると思います。ぜひ御検討

ください」と思っています。

（坂本委員長代理退席、委員長着席）

私は神奈川県に住んでおりまして、これまで都

市農業の野党側の超党派の議員連盟の会長も務め

させていただいております。前回の基本法の改正

のときも、与党の先生方との交渉も含めて、条文

修正ですか、そんな仕事をさせていただいた中

で、今回、相続税の納税猶予の話が動いたとい

うのところをもう少し頑張りたいなという思いがございます。

今配付させていただいた資料一ページ目には、

この基本法の八条というところ、政府は、都市農

業の振興に関する施策を実施するため必要な法

制、財政、税制、金融上の措置を講じなければな

らないとあるんですが、都市農業向けの予算とい

うのは、数億円の予算があつたりするんですけど

予算が、規模の大きい農家向けで、都市農業の規

模ではほとんど使えない状況が多いと思うんで

でも、どちらかというと、ロットの大きい個別の

予算が、規模の大きい農家向けで、都市農業の規

模ではほとんど使えない状況が多いと思うんで

す。齋藤大臣も、いろいろな予算の説明を受けて

いて、自分の地元でこれが適用できるケースとい

うのはほとんどないなと思うことが多いんじゃない

いかなと思うんですが。

配付資料の二ページ目に、中山間地の話を少

題材に挙げさせていただいたんですが、中山間地

でも同じような悩みを抱えている時期があつたん

ですけれども、中山間地幹というのをつくりまし

て、例えば、平成二十九年度の交付決定額として

はこれだけ中山間地に交付するという枠をつくつ

ておられるわけですね。

ここまでできればいいんですけど、ここに

中に掲げられている、強い農業づくり交付金から

並ぶ幾つかの予算項目があります。もちろんこれ

に限定されませんが、それぞれほかのところで予

算項目である中に、ぜひ都市農業枠みたいなもの

をつくるということを検討されてはいかがでしょ

うか。

来年度予算要求に向けて今までに詰めの作業をしている最中だと思ふんですけれども、都市農業室だけの予算というのではなくて、それとのところの予算に都市農業が入るように、要件の見直しとかいろいろなやり方があると思いますけれども、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○齋藤国務大臣 まず、後藤委員の資料の一ページ目の都市農業振興基本法の第八条を今御指摘いただいて、当時のことを思い出したんですが、これは議員立法なんですが、「法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。」通常これは努力義務なんですけれども、「講じなければならない。」という強い思いを、このとき議論をしてこうしたのを今思い出しまして、その延長線上で質問をいたいでいるのかなという思いもしないでもないですが。

都市農業は、食料生産のみならず、農作業体験の場や災害時の避難場所の提供等多様な役割を果たしておりますので、その振興は重要だということなんですねけれども、このため、農林水産省としては、農山漁村振興交付金の都市農業機能发挥対策といふものがございまして、そこにおきまして、都市農業を対象として、都市農業の課題に向き合えるように、都市農業に取り組もうとする者に対し指導等を行う専門家の派遣ですとか、都市農業の理解促進のための啓発事業の開催ですとか、都市農業に係る税制の周知や相談窓口の設置ですか、防災兼用井戸や防災ネット等の整備等の支援策を講じてあります。

そのほかにも、農山漁村振興交付金において、福祉農園等の施設の新設、改修ですか、また、食料産業・六次産業化交付金において、加工、流通、販売等の施設整備等についても、都市農業でも活用することが可能となっているわけあります。

こういった事業は既に都市農業でも使われているわけであります。優先枠がないと採択を受ける

ことができないかというと、そういう声も私どもの耳には入ってきていないわけがありますので、

今、直ちに都市農業の枠ということをつくるといふことは考えていいんですけども、これからもよく現場の声を聞きながら検討していくべき課題ではあるかなと思つております。

○後藤(祐)委員 ゼひ、後ほど述べる税のこところの少し残っている部分と、この予算措置、「講じなければならない。」とございますので、これは本当に基本法の中では最大限の強い書き方でござりますので、これを踏まえてやっていただきたいと思います。

続きまして、生産緑地の話に行きたいと思いまが、お手元の資料三ページ目に、関係の資料を配付させていただきました。

二〇一二年問題でござりますけれども、二〇一二年になりますと、三十年たつて市町村に買取り申請ができるということではあるんですが、既にこれまでその条件を満たしたところはどうなつているか調べていただいたところ、平成二十九年においては、買取り申出千八百二十七件、総数としてあります。

一方、所有する全ての生産緑地を特定生産緑地に指定しないと回答された方の割合は、一割未満となりてござります。また、ことし一月の同じ意

向調査では、特定生産緑地の指定を希望しない場合であっても、三十年経過後すぐに買取り申出を行いたいとする方の割合は、約四分の一となつてござります。

こうしたことから、大量の生産緑地について二〇一二年で買取りの申出がなされ、一気に市場に放出されるのではないかといった懸念もあるわけ

ですけれども、現時点では、それほど深刻なものではないのではないかなどいうふうに考えており

ます。

○国土交通省参考人 お答え申し上げます。

○後藤(祐)委員 いたしましたのは、昨年の法改正もいたしましたので、農林水産省やJIA、農業委員会といった関係団体と連携し、現在御審議をいた

だいている貸借に係る法案とあわせて、しっかりと制度の周知を図り、都市農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

○後藤(祐)委員 この二〇一二年、できれば農地を続けていただける方が多くなるような方向で、

市といつたところしか生産緑地制度は導入していないんですね。

○後藤(祐)委員 三重県のいなべ市でござります。

○後藤(祐)委員 では、逆に言うと、十しか、和歌山、福岡、長野

市といつたところで生産緑地制度は導入していないんですね。

ですから、今回の法律でかなり改善はもちろ

んとしているんですけども、これは生産緑地が導入されていることを前提にすればそうなんですが、そもそも導入されていない市町村というのは、あ

る意味、農地を持つていらつしやる方の権利の行使を阻害していると言えなくもないんですね。

これは農水大臣に伺いたいと思いますが、この

ように、市街化区域内に農地を有している市町村

で生産緑地を全く導入していないというような

ケースというのは問題があると思いますけれども

え、その扱いが所有者の意思に委ねられることとなります。

こうした状況に対応するため、昨年、生産緑地自治体における都市農業者に対して、特定生産緑地の指定意向に関する調査を行つております。それによりますと、所有する全ての生産緑地を特定生産緑地に指定したいという回答が六割以上、所有する生産緑地の一部を指定したいという回答を含めれば八割以上の方が特定生産緑地の指定を希望するという結果を得ております。

一方、所有する全ての生産緑地を特定生産緑地に指定しないと回答された方の割合は、一割未満となりてござります。また、ことし一月の同じ意向調査では、特定生産緑地の指定を希望しない場合であっても、三十年経過後すぐに買取り申出を行いたいとする方の割合は、約四分の一となつてござります。

こうしたことから、大量の生産緑地について二〇一二年で買取りの申出がなされ、一気に市場に放出されるのではないかといった懸念もあるわけ

ですけれども、現時点では、それほど深刻なものではないのではないかなどいうふうに考えており

ます。

○市街化区域内農地を有している三大都市圏特定市街化区域内農地を有する市町村がどれだけあります。そこで、生産緑地を導入済みの市町村が、三大都市圏の特定市でどれだけ、それ以外の市町村でどれだけあるか。これは事実関係をまずお答えいただけますか。



ないかということでござります。

農地中間管理事業につきましては、長期の貸付けを、原則十年で行つておりますけれども、まづ、農地の出し手から中間管理機構が原則十年で借りまして、分散して錯綜した農地、当初はそのままだと思うんですが、その十年間の間に担い手にまとまつた形で貸し付けるように調整していく、その機会に、必要に応じて国費を投じながら基盤整備を行つていく、こういう仕組みでござりますので、市街化区域内でこれを実施するということになりますと、先ほどからも御説明申し上げていますように、市街化区域内農地については届出で転用が可能ということではありますので、せつかく借りていても、途中で賃貸借じゃなくて転用されてしまう可能性もあるということでございまます。

そういうことで、この中間管理機構の対象地域につきましては、農業の振興を図るべき地域として指定された農業振興地域というふうにしているわけでございますので、現時点において、中間管理機構を市街化区域内でも実施できるようになります。このことにつきましては、法制上の課題があるものと考えてございます。

○後藤(祐)委員 それは法律を変えればいいのであって、それで認めた場合には、そう簡単に転用しちゃだめですよということに法律上すればいいだけの話だと思いますよ。

生産緑地にいけばいいじゃないかと事務的にこの話をしたときもおっしゃるんですが、現実に、生産緑地、やつてないわけですよ、十個しか。だから、ほかの、その十個以外のところに生産緑地をやつてくださいといふのは、引き続きやるにしても、現実にやつてないわけだから、別の制度的対応が必要じゃないかという意味で、今のようなケースの場合には転用しちゃだめだということがあります。

當農困難時貸付けにつきましては、こういうよ

よりも、こういう政策貸付けの中で重度の障害による場合でも十分対応できますので、この政策的な貸付けの中で、重度の障害の方についてもより

貸付けができるようになることができるのではないかというふうに考えてございます。

○後藤(祐)委員 政策貸付けをさつき否定しておいて、何を言つてはいるのかよくわかりませんが。時間が来ましたので、最後の質問にしたいと思ひます。

私のところは山と畠が接しているところにありまして、有害鳥獣の被害が、都市農業でも大変大きい被害がござります。

鳥獣被害防止総合対策交付金という交付金がござりますけれども、この算定に当たつて被害状況調査というのがあるんですが、これは、調査対象農作物というものの中に自家消費用の作物は入らないということになつていてるんですね。また、その他の農作物以外の生活被害、家が壊されたとか、いろいろなものも入らないということになつてゐるんです。

ところが、山がちのところなんかでは、皆さんのところもそだだと思ひますが、市場に出すもの以外の作物、あるいは家が壊されたとかいう被害はたくさん出でてるわけです。

ぜひ、こういったものもこの鳥獣被害の交付金の算定に当たつて考慮に入れていただきたいと思ひますが、この検討と、あと、電気柵の設置費はかなり出るんですけども、維持管理費も何とか見ていただけないかという声もたくさん聞いておりますので、この二つ、まとめて御検討いただきたいと思いますが、これは通告してますので、ぜひ大臣にお願いしたいと思ひます。最後ですの

で、大臣、お願いします。

○伊東委員長 持ち時間が経過しておりますので、端的に答弁を願います。

○齋藤国務大臣 まず、前者の御質問でござりますが、前者的御質問でござりますが、これは国土交通省の関連であるということが十分承知をしておりまして、二〇二二年に生産緑地の約八割、一万ヘクタールが指定後三十年を経過し、市町村への買取り申出が可能となり、その後の生産緑地の継続は所有者の意思に委ねられるという問題であります。

この問題、私どもの地元相模原市においても、自家消費用や家庭菜園の農作物の被害についても、ということもなんですが、これはなかなか実態

れない理由であります。

したがつて、わかつたところだけでもやればいいじゃないかとすぐ次の質問が来るわけでありますので、そこも踏まえて申し上げますと、わかつたところはないわけじゃないと思うんですけども、ただ、その場合は、把握できたところだけ評価して分配するというのは、やはり公平性の観点からどうかな、そういうふうにも思いますので、ですから、きちんと被害が把握できないという残念な状況を踏まえれば、現状はやむを得ないかなといふふうに思つております。

それからもう一つは、電気柵の維持管理についても支援するということですが、とにかく、一言で言えば、限られた予算の中でどういふうに配分をしていくかという話であります。潤沢に予算があつて維持管理費まで出せばいいんですけども、限られた予算といふことを考えれば、とにかく設置を推進するというところに今力点を置いているということを御理解いただければなうふうに思ひます。

○後藤(祐)委員 ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、もともら賢太郎君。

○もともら委員 無所属の会のもともら賢太郎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

十五分という時間ですので、少し通告の順番が変わるものかもしれません、御了解いただきたいと思います。

まず、いわゆる二〇二二年問題についてでありますので、この二つ、まとめて御検討いただきたいと思いますが、これは通告してますので、ぜひ大臣にお願いしたいと思ひます。最後ですの

で、大臣、お願いします。

○伊東委員長 持ち時間が経過しておりますので、端的に答弁を願います。

○齋藤国務大臣 まず、前者的御質問でござりますが、これは国土交通省の関連であるということが十分承知をしておりまして、二〇二二年に生産緑地の約八割、一万ヘクタールが指定後三十年を経過し、市町村への買取り申出が可能となり、その後の生産緑地の継続は所有者の意思に委ねられるという問題であります。

この問題、私どもの地元相模原市においても、不動産会社の皆様などを始めとして、宅地の転用需要を望む、営業ももうされているというお話を伺つております。この二〇二二年問題についても、

て、農林水産省としてはどのように捉えていらっしゃるのか、大臣にお伺いいたします。

○齋藤国務大臣 御案内のように、生産綠地は、都市計画決定後、開発行為が規制をされるわけでありますけれども、三十年を経過すると、所有者が市町村に対し賣取りの申出ができるということになつてゐるわけで、二〇二二年に面積ベースで約八割の生産綠地がこの三十年を迎える、そしてその扱いが所有者の意思に委ねられているということです。そこで、宅地転用が御指摘のように加速するおそれがあるわけあります。

それで、この二〇二二年問題に対しても、昨年の通常国会において生産綠地法の改正が行われて、関係権利者の同意を前提に三十年経過後も保全措置を十年ごとに延長できる特定生産綠地制度が設けられたところであります。

また、この提案しております法律案は生産綠地の貸借に係る制度を創設するものであります。二〇二二年問題と直接関連をするものではありませんが、これまで所有者のみでは活用しきれなかつた生産綠地についても意欲ある方への貸借が可能となることから、特定生産綠地制度と相まって、生産綠地の保全に資するものと考えているところでございます。

○もともだら委員 一気に宅地転用された場合、供給過剰で地価下落を招くなどの影響が懸念をされておりますし、都市農業の農地面積は小さいわけでもあります。収益性が比較的高くあります。国の試算では、農戸数や販売金額は全国の約一割を占めているといふことでありますので、国交省とともにこの問題にしつかり注視していただきたいというふうに思います。

次に、国交省の方にきょう来ていただいておりますが、私どもの地元相模原市からもさまざまなお話を聞いていた中で、改正生産綠地法が昨年成立しまして、本年四月から特定生産綠地制度が施行されているわけでありますけれども、自治体から、具体的な手続をどのように進めればよいのかわからぬといふ声もござります。

○神政府参考人 お答えを申し上げます。

特定生産綠地制度は、生産綠地所有者の意向を前提に、生産綠地地区の指定から三十年経過後も保全措置を十年ごとに延長するものです。したがつて、市町村において、まずは所有者である農家の制度の周知と指定意向の確認を進めていた

だくことが重要であると考えております。

その上で、指定意向が確認されまし生産綠地につきましては、市町村において、利害関係人の同意を得た上で、都市計画審議会の意見を聞き、指定期等の手続を行つていただくことになつております。

国土交通省では、本年四月の特定生産綠地制度の施行に当たり、都市計画運用指針を改正し、制度運用上の留意点等について記載いたしましたほか、全国都市計画主管課長会議等を通じて情報提供等を行つてまいりました。

さらに、今後は、プロック単位での説明会を農林水産省と連携して開催いたしますとともに、三

大都市圏の都府県ごとに市町村を対象とした担当者会議を開催し、特定生産綠地の指定に関する事務手続の情報共有を行うこととしております。

○もともだら委員 加えて、特定生産綠地制度等に関する手引の作成や、市町村、単位JA、農業委員会からの要請に応じた個別の説明会を開催するなど、市町村において特定生産綠地制度に係る事務が円滑に行われるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

先生今お話をございましたが、農林水産物の付加価値を向上させる六次産業化の取組というものは大変重要でございます。特に、消費者の方に都市部を含む地域の農業への御理解をいただくという観点からも、重要な取組だと認識をしておるところでございます。

○齋藤国務大臣 このために、私ども農林省いたしましては、新商品開発ですとか販路開拓、加工、販売等の整備などの支援を行うとともに、マーケティングの専門家の派遣などで、六次産業化に取り組む農林漁業者の各種相談に対応できる対応窓口を設置するといったことに取り組んでおるところでございます。

○もともだら委員 次に、宅地に倉庫や集出荷施設、直売所などの農業用施設がある場合、これは

多分大臣の御地元も多いのではないかなどといふ



WCPFCの本体の会議から議論のやり直しを勧告されるという、前代未聞の事態となっているんですよ。世界じゅうから、やはり日本の水産管理、資源管理はおかしいと言われている。まさに、私は、失政がもたらした事態だというふうに言わざるを得ないのです。

水産庁にお伺いいたします。

まき網の日本海での操業が資源に全くダメージを与えていないと断言できるんですか、イエスか、ノーかでお伺いしたいと思います。

○長谷政府参考人 お答えいたします。

イエスかノーカという、なかなか難しいものですから、ちょっとお話をさせていただきますけれども、一般的に、魚を漁獲すれば、その分資源に何がしかの影響を与えるものであります。そういう意味で、御指摘の日本海におけるまき網漁業がクロマグロ資源に全く影響を与えていないとは考えておりませんけれども、先ほど言いましたように、まき網操業を含む太平洋の西側の大型魚を対象としたまき網漁業がクロマグロ資源に対して現在与えている影響は、一割にも満たないと評価でございます。

○田村(貴)委員 卵を産む前の親魚をとつてしまつて、資源に影響がないというのは信じられませんよ。説得力を失いますよ。

資料もお配りしていますけれども、こういう相関関係図をつくると、非常にわかりにくいんですけれども、水産庁が同時に出している左側の右上のグラフは、親の量が急落したですよね、これはどう見ても、軌を一にして、子供の数、下の図、これもやはり急落している。

二〇〇四年から日本海沿岸のまき網漁が始まっているといったところから見ても、やはりここに原因があるということは明らかであります。水産庁はノーと言うかもわからないけれども、国際的には、日本の水産庁のやり方はおかしいじゃないかという意見がある。

そうしたときにどうするのかということですけ

れども、WCPFC条約第六条一項には何と書かれているか。十分科学的にわかつていないこと

を、保全管理措置をとらないことの言いわけに使つてはならないというふうにされているわけな

んです。

つまり、異なる意見があるんだつたら、予防原則に基づいて、まき網の漁獲をやはり制限すべきではないですか。いかがですか。

○長谷政府参考人 太平洋クロマグロは、配付していただいた資料にありますように、稚魚の毎年の発生量が大きく変動いたしまして、その量を正確に予測することが大変難しい魚種でございま

す。

このため、WCPFCの太平洋クロマグロの保存管理措置は、予防原則に基づきまして、今後十三年間の平均値である約一千三百万尾ではなくて、一九八〇年代に見られた約八百二十万尾という低い水準が今後とも継続するという前提であつても、資源の回復が確実に見込める措置となつてゐるところでございます。

○田村(貴)委員 その資源量については、人間が漁獲をするようになる以前の親魚の量に比べてみたら、七・一%ですよ。その後も減少を続けて、二〇一一年には二・一%、二〇一四年で二・六%、二〇一六年でもわずか三・三%という状況であります。九〇年代からずっと減少しているのに、二〇一四年、六年前まではとり放題、こういう

う管理のやり方をやつてきたのが日本のやり方であります。

大臣にお伺いしたいと思います。

十一日の日に、全国からクロマグロの漁師さんが国会に集まりました。千葉県からの漁師さんが一番多かつたんじゃないかなと思うんですけども、北は北海道から南は沖縄・石垣の漁師さんたちが、これはもう何とかしてくれ、一生懸命資源

管理をやってきたんだけれども、となると言わ

たら、おまんまの食い上げだ、水産庁、何とかし

てくれと。この運動が広がつていいことをお伝えしたいと思います。

長年、資源管理に国際的な批判が叫ばれるも

と、有効な資源管理政策をとらずにこの状態を招いたのは、私は政府の責任であると思いますけれども、大臣の認識はいかがでしょうか。

続けて質問させていただきます。

大臣は、私の前の質問の答弁で、このセーフティーネットについて、共済と積立てをプラスして厚くしたというふうに言わされましたけれども、一番影響を受けている長崎・対馬の漁師さんたちの加入率はわずか六〇%であります。しかし、これではカバーすることができません。やはりこの事態を招いた責任者である政府が被害を補償すべきであるというふうに思います。

○齋藤国務大臣 まず、政府の責任問題ですけれども、これは大事なところなので、お話をさせていただきたいんですけども。

太平洋クロマグロは太平洋の東西を広く回遊す

る高度回遊性資源であります。我が国のみならず韓国、台湾、アメリカ、メキシコといった複数の国や地域により漁獲されているため、適切な資源管理のためには、関係国一体となつた取組がま

ず不可欠であります。

我が国は、二〇〇五年の中西部太平洋まぐろ類委員会加盟以降、一貫してクロマグロの保存管理措置導入に向けて積極的に取り組んだところでありますけれども、韓国やメキシコの反対により導入は難航してきました。

二〇〇八年にWCPFCが初めて本格的な資源評価を実施して以降、管理の導入に向けての働きかけを強めてまいりました。

その結果、二〇一〇年には、韓国を除く各国

が、小型魚の漁獲量を二〇〇二年から二〇〇四年平均水準より増加させない措置を導入いたしま

した。

また、二〇一三年には、韓国も含めた各国が、

小型魚の漁獲を二〇〇二年から二〇〇四年平均水準から一五%削減させる措置を導入した。

さらに、二〇一四年に行われた資源評価により、クロマグロ資源が更に悪化していることが判明されたことを受けて、同年、現行の措置、もう詳しく述べ上げませんが、導入をされたところであります。クロマグロに関するWCPFCのこの保存管理措置は、全て我が国の提案に基づくものであります。有効な管理政策をとらな

ども、クレジットはちょっと御無体かなと認識をしております。

このような取組の結果、現在、資源回復の兆候が見られているところであります。その結果と

して、目の前にクロマグロがいるのに漁獲できな

い漁業者からの不満の声、こういうものが上がつて、かしながら、漁獲上限を遵守することで早期の資源回復につなげることが結果的に漁業者の利益にもつながるものであります。だから、沖合漁業者、沿岸漁業者を含め、我が国漁業者の理解を得ながら管理に取り組んでまいりたいというのが第一点です。

それから、補償のお話がありましたが、資源管理に取り組んでいたやすく漁業者につきましては、これまで、この間御説明した漁業共済及び積立てによりまして、直近五カ年の収入のうち中庸三カ年の平均をとった基準収入から一定以上減収した場合に、収入の補填を行つてきたところであります。

太平洋クロマグロの資源管理については、国際合意を達成するため、通常より厳しい管理に今取り組んでいただいている現状にあります。

このため、本年一月から、生体放流等、太平洋クロマグロ小型魚漁獲量の大削減に取り組む沿岸漁業者を対象に、積立てによる特例として、基

準収入が平成二十九年の水準から下回らないよう

に措置したほか、この措置を受ける前提となるク

ロマグロ強度資源管理計画の策定におきまして、過去五年平均の漁獲実績に基づいて設定した休漁日数等について、近年のクロマグロ来遊状況等の実態を踏まえた柔軟な設定を可能としたところであります。現在、説明会を各浜で実施して、加入促進を図っているところであります。

また、漁業共済掛金の国庫補助率も平均約七割と大変有利な仕組みとなっておりますので、引き続き、より多くの經營者にこの制度を御活用いただくために、現場の声を踏まえながら加入促進を図つてまいりたいというふうに考えております。

○田村(貴)委員 漁師さんたち、やはり大臣の今のお説明では納得されないと思います。それで、ぜひ、陳情があつた際はしっかりと耳を傾けていただきたいというふうに思います。

法案について質問します。

都市農地の賃借の円滑化をもつて緑地保全、そして都市農地を保全、発展させていくことについては私も賛成であります。

私も、先日、東京・練馬区の生産農家でお話を伺つてしまひました。ちょうど伺つたときに、見事なキヤベツを朝収穫して、それを学校給食に納入する、その瞬間に私も立ち会わせていただきました。

政府は、教育基本法に基づいて第三次教育推進基本計画を定め、二〇一六年度から二〇二〇年度において、学校給食における地元農産物の使用割合を二六・九%から三〇%にするとしています。資料をお配りしているんですけども、直近の現状値については幾らになつてあるか。

それからもう一問。

生産緑地がある、とりわけ三大都市圏の状況について、二〇%未満の都府県がどういう状況にあるかについて簡単に説明していただけますか。

○下間政府参考人 お答え申し上げます。

学校給食における地場産物の使用割合につきましては、文部科学省が実施した抽出調査の結果によりますと、平成二十八年度において二五・八%となつてございます。

また、特定市のある三大都市圏の都府県の学校給食における地場産物の使用割合は、同じ抽出調査の結果に基づき公表している平成二十六年度の都道府県別のデータによりますと、二〇%未満の都府県は、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県でございます。

○田村(貴)委員 農水省のホームページにあつたので、きょうあえて配させていただいだんですけれども、学校給食の地元農産物の活用目標値三〇%以上となつておつて、今、下がつてきたといふ状況であります。

大臣、この三割達成に向けて、これは文科省と協力してでもいいですけれども、食材の購入の補助とか、都市農地で生産に当たつている農家に対する何らかの支援がやはり必要ではないかな。つまり、いいものつくらうと思つたらやはりコストもかかるし、都会ではなかなか人も集まらない」と、都市農地特有の悩みも聞いてまいりました。

○齊藤国務大臣 私どもとしては、学校給食は、新しい支援措置が必要になつてくるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしようか。

冒頭、大阪北部を震源とする地震でお亡くなりになられた方々、御家族の皆様に心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、本法案の改正の意義について、現場からの要望について伺います。

農地の相続税納税猶予制度において、これまで、相続人が農業経営を廃止した場合、農地を売却等した場合、農地を貸し付けた場合は納税猶予制度が適用されるなどと定められています。

この点で考えますと必要な制度であったかと思いますが、実際に高齢化や農業の担い手不足、また、都市部の農地ですので相続税も高額となり、相続人の方々は大変な思いをされていたのではないかと推察いたします。

現場からどのような要望があり、また、その要望に対してどのように応えていくのか、御答弁をお願いいたします。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

これまで、都市農地の貸借につきましては、賃貸借契約が自動的に更新される、いわゆる法定更新制度が適用され、農地を一旦貸したら戻つてこないとの不安があること、相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、農地を貸し付けた場合に納税猶予が打ち切られてしまうことなどが不可欠だなどと考えております。

このため、農林水産省としては、学校給食における地場産物の使用を拡大するために、栄養士や地域で教育に携わる方など、学校給食と生産現場をつなぐコーディネーターの育成や派遣を支援して、関係者が連携して取り組む体制づくりを進

めているところであります。

直接支援が難しいということでありますので、こうした支援を通じて、都市部においても地場産農産物が学校給食で利用されるよう取り組んでもりたいと考えております。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

本日も、質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。

○田村(貴)委員 時間がなくなりました。

終わります。ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

本日も、質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

<p>しかし、現在、都市農地の借り手はかなり少ないと聞いておりますが、現在、意欲ある都市農業者の方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。</p> <p>○荒川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>本法律案に基づきまして、都市農地の借り手となり得る意欲ある都市農業者が積極的にこの法律を使っていただきたいと考えておるところでござりますけれども、東京都が平成二十七年に行いましたアンケート調査によりますれば、生産緑地を借りたいという回答をされた方が一割程度しかいなといふところが心配になるわけでございますが、その中でも売上げが大きい六百万円以上の方々に限れば、三三%の方が借りたいと回答しておられるなど、それなりに意欲のある方が借受け意欲があるのではないかと考えておるところでございます。</p>
<p>この法律案におきましては、今、先生からお話をございましたが、意欲のある都市農業者であればその属性は問いませんので、今回のアンケート調査の対象にはなっておりませんけれども、例えば農協ですか企業の方、NPO法人など、多様な主体の方が参画をしていただけるのではないかというふうに考えております。</p> <p>こういったことを踏まえますれば、経営規模を拡大したいと考えておられる実際の都市農業者はもちろんでございますけれども、市民農園を新たにやろうと思われる農協ですか企業、NPO法人の方々に農作業の場を提供している福祉事業者の方など、さまざま方がこの法律を使っていただけるのでないかと考えておるところでござります。</p> <p>○森(夏)委員 ありがとうございます。</p> <p>年齢別の基幹的農業従事者数の推移のグラフを見ましても、年々、農業従事者数が減つております。そして、その中でも若者の数が減り、平均年齢が上がっております。</p> <p>農林水産省の都市農業に関する意向調査において、住民の都市農業、都市農地の保全に対する考</p>
<p>え方で、約七五%の方が保全すべきとの考え方との調査結果が出ております。住民の方々のニーズと都市農業者の思いに大きな差があるようになります。都市部の農地は高額で、購入して農業をする人はまずいと思います。</p> <p>そこで、賃料について伺います。</p> <p>意欲ある都市農業者がいても、賃料が高ければ借りたくても借りられないと思います。場所によつて金額も違うと思われども、都市農地の賃料についてお聞きしたいと思います。また、採算がとれる都市農業者の成功事例等ございましたら、あわせて教えてください。</p> <p>○荒川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>今、都市農地の賃料についてのお尋ねでござります。</p> <p>現行制度のもとでは、農地法の法定更新制度が存在しますものですから、農地を貸すと返つてこないというような不安がございまして、現時点では、市街化区域内の農地につきまして、農地法の許可を受けて賃借権が設定される例というものは極めて少のございます。全国で六千六百二十五件あるのでござりますけれども、市街化区域内農地は二十八件しかないわけございまして、平均的な市街化区域内の農地の賃借料を統計的に意味があるものとしてお示しするのはなかなか難しいんじゃないかなと思います。それでごとに、駅に近いとか、いろいろな意味で相当賃料が差があるということですので、なかなか平均水準はお示しがたいところでございます。</p>
<p>ただ、今度の法律改正によりましてこの法定更新等がクリアされれば、実際に貸してもいいといふ方がだんだんふえてくるのではないかと思われます。そのように、みずから営農することが困難で都市農地の貸付けを希望されたいというような農地所有者におかれましては、借り手が農地を借りていただけるような現実的な賃料水準というものが設定され得るのではないかなどというふうに考えておるところでございます。</p> <p>○森(夏)委員 ありがとうございます。</p> <p>先生お話しございましたように、技術的な指導も含めまして、例えば農協の営農指導員の方々とか、あるいは農業委員会なども連携をして、市町村が中心となつて、借り手の方が求める支援を行つていただけるようになります。</p> <p>意欲ある方が事業計画どおりに一生懸命やっておる場合には、しっかりとサポートをお願いした</p>

ないという規定を設けておりまして、貸し手の方、借り手の方双方に対しても市町村がしっかりといたマッチングを行つていくことが大事だらうと思つておるところでございます。

現実には、地域の農地の状況に精通をしておりまして、農地の利用関係の調整を仕事としております農業委員会も関与する形で、市町村を中心となつてマッチングをやつていただくといふことが大事だと思つております。

神奈川県秦野市では、はだの都市農業支援センターというものを設けまして、市と農業委員会とJAはだのが一体となりまして、この三者のそれぞれの専門性と連携を生かしましたマッチングが行われているということで、今後こういうものが広がっていくのではないかと考えておるところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。JAはだの専門性と連携を生かしましたマッチングが広がっていくのではないかと考えておるところでございます。

都市農地を貸したい方と借りたい方のマッチングはうまく進めていっていただきたいと思います。貸したい方と借りたい方の間に市町村や農協、農業委員会が入り、事業計画が要件に適合しているかどうか、認定基準を満たしているかどうか、しっかりと農業が行われているかチェックが入ることで大変よいことだと思います。貸し主にとっても借り手にとっても、安心して契約ができるのではないかと思っております。時間がございませんので、最後の質問に移らせさせていただきます。

都市農業には、新鮮で安全な農産物の供給、災害時の防災空間、農業体験、交流活動の場など多様な役割がございます。私は、都市農業の役割として、特に災害時の防災空間など、非常に重要であると考えております。また、都市部における農業の役割としては、都市部の子供たちの農業体験、また交流の場として大変有効であると考えております。都市部では、地方に比べると御近所のつき合いも少ないと思い

ます。以前の質疑でも取り上げさせていただきましたが、私は、子供たちの農業体験は子供の成長に必要であると考えております。

地方の子供たちは、学校の帰り道に畑や田んぼの横を通つて帰つたり、ふだんから農家の方や農業に触れる機会もあります。しかし、都市部の子供たちはそういう機会が少ないです。自然に触れる、自分でつくる、収穫する、そのような体験をすると子供たちは、食べ物を大切にし、食べ物への感謝の気持ち、生産者への感謝の気持ちを持つようになります。

○齊藤国務大臣 御指摘のように、都市農業は、子供が農業に親しむとともに、農業に関して学習する場の提供といった機能も果たしているわけであります。

実は、おとといの日曜日、私の地元の隣に千葉県柏市があるわけですが、そこでジャガイモの収穫を子供たちと一緒にやるという企画がありました。大勢のお子さん連れの家族の方々が集まつておられまして、そこで私も一緒にジャガイモの芋掘りをして、芋掘りをした後の畑で網引きまでするというすごいプロジェクトがありまして、私も子供たちと一緒にやつたんです。

本当に子供たちが楽しそうだし、もちろん、農業に対する理解が深まるのは当然なんですねけれども、それと同時に、家族が何家族も、二十、三十の家族の人たちが相互に交流する場といふことで、大変失礼いたしました。

○森(夏)委員 ありがとうございます。大臣が子供たちと一緒にジャガイモ掘りをされたということで、大変うれしく思いました。私は、都市部の子供たちの農業体験、非常に重要だと思っておりますので、大臣も同じ認識ということでおもて、心強く思っております。

農林水産委員会でたくさんの質問の時間、機会をいただきまして、ありがとうございました。

○伊東委員長 これより討論に入ります

○伊東委員長 これまで終わります。

内閣提出、参議院送付、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○伊東委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

の用に供する都市農地を開設者が借りやすくなるということもありますし、都市農地において市民農園を開設しやすくなる特定都市農地貸付けを新たに措置するということをありますので、この法律案が施行されれば、この農業体験農園や市民農園の開設が促進され、先ほど申し上げたような子供が農業に触れる機会といふものも増加するというふうに考えておりますので、ぜひ振興していきたいと考えております。

○荒川政府参考人 大変申しわけございません。先ほど、私の答弁の中で、先生から都市農地の賃料をお尋ねのところ、農地法三条の許可件数を、全国で六千六百二十五件で、うち市街化区域で二十八件と申し上げましたが、大変失礼いたしました。この二十八件は、特定市の所在する十二都府県のうちの市街化区域内農地二十八件でございました。いわゆる三大都市圏の一十八件でございました。

○森(夏)委員 ありがとうございます。大臣が子供たちと一緒にジャガイモ掘りをされたということで、大変うれしく思いました。私は、都市部の子供たちの農業体験、非常に重いことだと思っておりますので、大臣も同じ認識といふことで、心強く思っております。

農林水産委員会でたくさんの質問の時間、機会をいただきまして、ありがとうございました。

○伊東委員長 これより討論に入ります

○伊東委員長 これまで終わります。

内閣提出、参議院送付、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

とおり可決すべきものと決しました。

○伊東委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、鈴木憲和君外六名から、自由民主党、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、公明党、無所属の会、日本共産党及び日本維新の会の七派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。神谷裕君。○神谷裕(裕)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

提案文を朗読して趣旨の説明にかえさせていただきます。

○伊東委員長 都市農地の貸借の円滑化に関する法律案に対する附帯決議(案)

我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しております。これを十分に發揮させるためには、都市農地を適正に保全するとともに、その有効な活用を図つていくことが不可欠である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 平成三十四年に現在生産緑地地区に指定されている土地の八割で指定後三十年が経過

し、生産緑地の所有者は買取りの申出をすることができるようになることから、本法に基づく新たな貸借制度について速やかに農地所有者や農業関係者に周知を図ること。

二 都市農業においても農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化していることから、新規就農者の確保・育成を図ること。また、多様な主体による都市農業の振興を図るため、農業委員会等が農地の貸し手と借り手とのマッチングの役割を果たせるよう支援すること。

三 事業計画の認定に係る基準を定めるに当

たつては、地域の実情に応じた多様な取組を行ふことができるようすること。

四 認定都市農地の適正な利用を確保するため、耕作の事業等について、市町村による必要な援助が行われるよう、指導及び助言を行うこと。

五 認定都市農地の適正な利用が行われていなければ、農業委員会による調査や指導、市町村長による勧告、認定の取消し等の適切な措置が執られるとともに、都市農地の適正な利用の継続に向けて、市町村による賃借権等の設定に関するあつせん等の取組が行われるよう、指導及び助言を行うこと。

六 市民農園・農業体験農園は、都市において農業体験を行うことができ、都市住民の需要も高い施設であることから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。

七 市街化区域内農地の保全を図るために、生産緑地地区の指定が促進されるよう支援すること。

八 本法の対象は生産緑地地区の区域内の農地に限定されているが、都市農業振興基本法においては「都市農業」とは「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」とされ、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画における「都市農地」は生産緑地地区に限定されるものではないことから、政府は、生産緑地地区的区域内の農地以外も含めた都市農業の振興及び都市農地の保全に引き続き取り組むこと。その取組に当たっては、関係省庁の連携を強化して取り組むこと。

九 各種の農業支援策は、都市農業者のニーズも踏まえたものとすること。  
右決議する。

以上です。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○伊東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。  
〔賛成者起立〕

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○伊東委員長 起立総員。よって、本法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣齋藤健君。

○齋藤国務大臣 ただいまは法案を可決いたしました。ありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○伊東委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊東委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十三分散会





平成三十年七月四日印刷

平成三十年七月五日發行

衆議院事務局

印刷者  
國立印刷局

F